

## 令和6年涌谷町議会定例会12月会議（第2日）

令和6年12月5日（木曜日）

議事日程（第2号）

### 1. 開 議

#### 1. 議事日程の報告

1. 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1. 報告第15号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

1. 報告第16号 専決処分の報告について（行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例）

1. 報告第17号 専決処分の報告について（令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第5号））

1. 議案第66号 工事請負契約の締結について（令和6年度（過疎債）新下町浦北線舗装補修工事）

1. 議案第67号 令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）

1. 議案第68号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

1. 議案第69号 令和6年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

1. 議案第70号 令和6年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

1. 議案第71号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

1. 議案第72号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）

1. 議案第73号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）

1. 同意第 5号 副町長の選任について

1. 議発第 2号 涌谷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

1. 請願・陳情

1. 休会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	一條 裕太郎 君	2番	二上 光子 君
3番	黒澤 朗 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	只野 順 君	8番	後藤 洋一 君
9番	伊藤 雅一 君	10番	杉浦 謙一 君
11番	門田 善則 君	12番	竹中 弘光 君
13番	大泉 治 君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	総務課参事兼課長兼 デジタル行政推進室長	高橋 貢 君
企画財政課 参事兼課長	大崎 俊一 君	税務課長	木村 治 君
町民生活課 参事兼課長	今野 優子 君	福祉課参事兼課長	鈴木 久美子 君
子育て支援課長	佐藤 明美 君	健康課参事	木村 智香子 君
健康課長	徳山 裕行 君	総務管理課 参事兼課長	紺野 哲 君
産業振興課長	三浦 靖幸 君	産業振興課長補佐	島陰 日出雄 君
建設課参事兼課長	熱海 潤 君	上下水道課長	岩渕 明 君
会計管理者兼会計課長	久道 正恵 君	農業委員会会長	日野 善勝 君
農業委員会事務局長	荒木 達也 君	教育委員会教育長	柴 有司 君
教育総務課長兼 給食センター所長	内藤 亮 君	生涯学習課長	阿部 雅裕 君
代表監査委員	城口 貴志生 君		

---

事務局職員出席者

事務局 長	渡邊 千春	総務 班 長	大平 佳矢
-------	-------	--------	-------

(午前10時)

○議長（大泉 治君） おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

総務課長から発言の申出がございますので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

本日、柴 教育長におかれましては、午前中、今回教育委員でいらっしゃいました菅原先生の葬儀のため欠席をさせていただき旨ご連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大泉 治君） さらに、4番佐々木敏雄君から昨日の一般質問について発言の訂正の申出がございますので、これを許可いたします。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） おはようございます。貴重なお時間いただきましてありがとうございます。

実は、昨日さくらんぼこども園の避難路及び通園路として、片倉製材所さんからさくらんぼこども園の間の整備をしてはどうかという旨の質問をしていたわけですが、その路線名について「町道永根線」と私発言したようですので、「農道永根線」ですので、訂正させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大泉 治君） ここで、議員の皆さんにお願いがございます。採決の賛否を問う際には、確認を終えるまで時間を多少置いていただいて着席されますようお願い申し上げます。

---

◇

◎開議の宣告

○議長（大泉 治君） 直ちに会議を開きます。

---

◇

◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。執行部より人事案件について同意の追加の申出がございましたので、議長においてこれを許可いたし、議事日程に追加することに決しましたので、ご了承願います。

日程はお手元に配った日程表のとおりです。

---

◇

◎諮問第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大泉 治君） 日程に入ります。

日程第1、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） おはようございます。どうぞ本日もよろしくお願い申し上げます。

それでは、諮問第4号について提案理由を申し上げます。

新たに佐藤徳彦氏を人権擁護委員として推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして議会の意見を賜りたく、諮問するものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決しました。



#### ◎報告第15号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第2、報告第15号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第15号につきまして提案理由を申し上げます。

本件は、令和6年10月15日、町有地（墓地）の立木が隣接する住宅に倒れ、屋根瓦を破損、損傷させた物損事故につきまして和解が成立し、損害賠償の額が決定いたしましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） では、報告第15号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）報告いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年12月4日提出

涌谷町長

専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月6日

涌谷町長

損害の区分については、物損事故となっております。

相手方については、涌谷町在住の男性となっております。

事故の概要でございますが、令和6年10月15日、町有地（墓地）の立木が隣接する住宅に倒れまして、屋根瓦を破壊、損傷させたものでございます。

損害賠償額、和解内容でございますが、22万6,555円、その余の請求を放棄するという形で示談が成立いたしましたので、報告させていただきます。

以上で終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時11分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第15号は終了いたしました。



### ◎報告第16号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第3、報告第16号 専決処分の報告について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例）を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第16号の提案の理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、現行の被保険者証が廃止されることから、被保険者証の記述について関係条例の一括改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） では、報告第16号でございます。

専決処分の報告について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年12月4日提出

涌谷町長

専決処分書でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月29日

涌谷町長

こちらにつきましては、今回マイナンバー法の改正ということで、12月2日以降被保険者証が新たに発行されないということを踏まえて、それに伴う当町における条例の中で被保険者証の文言について整備を行うものでございます。

新旧対照表で説明申し上げますので、新旧対照表をご覧くださいと思います。

新旧対照表でございます。第1条涌谷町子ども医療費の助成に関する条例第8条でございますが、「被保険者証又は組合員証とともに」という文言を今回改正後におきましては、「社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上」という形で文言を置き換えさせていただくものでございます。

第2条涌谷町心身障害者医療費の助成に関する条例、同じく第3条涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例におきましてそれぞれ同様にそれぞれの文言を置き換えさせていただくものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第16号は終了いたしました。



#### ◎報告第17号の上程、報告

○議長（大泉 治君） 日程第4、報告第17号 専決処分の報告について（令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第17号の提案の理由を申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ978万7,000円を増額し、総額を83億8,177万7,000円にいたしましたものでございます。

補正の主な内容でございますが、さきの10月27日に執行されました第50回衆議院議員総選挙における費用について、歳入歳出ともに金額が確定いたしましたことに伴い、それぞれ増額いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、報告第7号 令和6年度一般会計補正予算（第5号）について報告いたします。

議案書は7ページ、予算書につきましては令和6年度一般会計補正予算（第5号）をご覧ください。

本専決予算につきましては、町長の専決処分事項の指定に基づきまして決定される事項となります。

内容につきましては、町長の説明にございましたとおり、衆議院選挙の執行に係る県支出金の特定財源、基金繰入金の増に関し、歳入歳出予算を補正することになります。

これにより、本年10月9日付で専決処分をしたので、報告いたすものでございます。

議案書の朗読は省略させていただきます。

主なものにつきまして説明させていただきますので、ご了承ください。

予算書6ページをお開きください。

17款県支出金3項1目①衆議院選挙871万1,000円の増は、歳出の財源として交付されたものでございます。

20款2項1目①財政調整基金繰入金107万6,000円の増は、開票用備品の財源として繰り入れるもので、補正後の財政調整基金の残高は16億3,353万3,000円になります。

次に、歳出になります。

8ページ、9ページをお開きください。

2款4項3目細目1 衆議院議員選挙費978万7,000円の増は、11月に行われました衆議院議員選挙に係る経費となっております。歳入と同額となっております。

うち17節①備品購入費242万円の増につきましては、最高裁の国民審査の投票用紙の読み取り分類機を更新したもので、9分の5の補助率となっております。これにつきまして一般財源を財源として財政調整基金を充てているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時19分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第17号は終了いたしました。



◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第5、議案第66号 工事請負契約の締結について（令和6年度（過疎債）新下町浦北線舗装補修工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第66号の提案の理由を申し上げます。

本案は、東北ニチレキ工事株式会社大崎営業所と契約額5,466万3,400円で令和6年11月20日の仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約について議決を受けようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎 俊一君） それでは、議案書9ページをお開きください。

議案第66号 工事請負契約の締結とついでとなります。

令和6年度（過疎債）新下町浦北線舗装補修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

1、契約の目的 令和6年度（過疎債）新下町浦北線舗装補修工事

2、契約金額 5,466万3,400円

3、契約の相手方 宮城県大崎市鹿島台木間塚字姥ヶ沢87-1

東北ニチレキ工事株式会社大崎営業所 所長 邊見健太郎

令和6年12月4日提出 涌谷町長

本件につきましては、令和6年10月4日に開催しました指名委員会で県内に本支店を有し、舗装工事の経営事項審査結果の総合評価点が800点以上であること、ただし涌谷町内に本店または支店を有する者については700点以上であることの条件を付した一般競争入札事後審査型郵送方式で実施することに決定し、10月22日に公告、11月13日に開札いたしました。

応札は12者あり、うち有効な入札で最低価格である東北ニチレキ工事株式会社大崎営業所を落札候補者とし、書類を審査した結果、11月20日に仮契約を締結しております。

なお、本件可決後、本契約になる予定となっております。

工事の詳細につきましては、建設課長から説明いたします。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） それでは、工事の内容について、私のほうからご説明させていただきます。

議会定例会12月会議資料の1ページ、2ページをお開きください。

ただいま申し上げました議案第66号資料でございます。1ページ、2ページにわたり平面図を掲載しております。右下に位置図がございます。1ページの左側がイオンスーパーセンター側となっております。

今回は、昨年度に引き続き、色のついた斜線部分550メートルの結の郷付近まで施工することとしております。

平面図の色の違いですが、まず、赤の斜線部分が車道部分で、1ページ、2ページにわたっておりますが、こちらの部分については、切削オーバーレイをする箇所でございます。舗装表面を削って表層を改めてアスファルト舗装にするものでございます。

青の斜線部分については歩道部で、こちらも1ページ、2ページにわたっておりますが、舗装の打ち換えを行うものでございます。打ち換えというのは、一度既設の舗装をはいで新たにアスファルト舗装をするものでございます。

そのほか、1ページの水色の斜線部分50メートルの区間ですが、この箇所については、通行されている皆さんはご存じかと思えますけれども、道路を横断する管渠がございまして、段差が生じている箇所でございます。この部分は、段差を解消するために舗装のほか、縁石も一度撤去して、路盤の下、路床部をセメント改良いたしまして強固にして、さらに地盤補強シートを敷いて施工後の段差を抑制しようと考えております。

延長は先ほど申し上げましたが、全体で550メートル、車道部分は4,500平方メートル、歩道部分は3,390平方メートル、段差解消部分は815平方メートルを施工しようとするものでございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。門田善則君。

○11番（門田善則君） おはようございます。

毎回企画財政課長のほうに説明をいただくんですけども、必ず私も聞きたくはないんですけども、落札率とか、必ず聞くんですけども私は。そこまで説明してもらおうと、毎回聞かなくてもいいからありがたいんですけども、今回教えていただければと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 大変申し訳ございませんでした。次回から気をつけさせていただきたいと思えます。

予定価格につきましては、税抜きで説明させていただきますけれども、税抜きで5,437万4,000円、落札金額が税抜きで4,969万4,000円、落札率は91.3%となっております。

ちなみに、最低制限価格につきましては、4,919万円となっております。

○議長（大泉 治君） ほかに。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 地元の主要な道路なのでお聞きしますけれども、道路面については問題ないと思うんですが、ここは桜の木が植わって、大分木も大きくなって、桜が咲くとかなりきれいな道路になっているわけですが、歩道面についてはかなり根が張って段差が出ております。これで見ると、何かTが3センチということは、高さなり深さを3センチぐらいの修正をかけるという意味なのかもしれませんけれども、どうしても木は大きくなるので、またその歩道の段差が出るということになるかなと思うんですけども、そのような対応の仕方とか、今回の工事も含めてですけども、根を切って平らにするものなのか、それとも根を養生してブロックをかさ上げしていくものなのか。将来のことも見越して考えているのであれば、そういう工法というかを教えていただきたいと思うんですけども。

○議長（大泉 治君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） ただいまお話にありました3センチの歩道というのは、歩道部というのは車

両通りませんので、通常3センチほどの厚さで施工しております。

桜の根については、アスファルトというのは、ゆっくりの力であると持ち上がってしまいます。極端な話であればスギナとか、そういうものでも舗装というのは持ち上がってしまいますので、根については、今回舗装はいだ時点で出ているのであれば切ってしまいたいと思います。ただ、それが桜の木の成長にとって重要な根であると枯れるおそれもありますので、その辺は慎重にしくちやいけないうですけれども、その根が歩道を持ち上げないようにするためにはまた別な対策も取らなければならないんですけれども、今回については、そういった対策は取っておりません。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号 工事請負契約の締結について（令和6年度（過疎債）新下町浦北線舗装補修工事）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。議案第66号 工事請負契約の締結について（令和6年度（過疎債）新下町浦北線舗装補修工事）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第6、議案第67号 令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第67号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億4,561万9,000円を増額し、総額を85億2,739万6,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では地方交付税及び国庫支出金、県支出金におきまして、今後の見込みによりそれぞれ増減いたすものでございます。

寄附金におきましては、企業版ふるさと納税及び教育費への寄附がございましたので、増額をいたし、繰入金におきましては、不足する財源として財政調整基金繰入金を増額いたすものでございます。

歳出では、総務費におきまして涌谷新生活応援補助金を増額し、定住の促進と地域の活性化を図ってまいります。

民生費におきましては、利用者の減少等により資金不足が見込まれる老人保健施設事業会計負担金を増額いたし、民間保育所等へゼロ歳児の入所者が増加したことなどにより、保育委託料を増額いたすものでございます。

衛生費におきましては、東日本大震災に起因する福島原子力発電所事故により発生した農林業系統汚染廃棄物を保管した農業者に対し、保管協力金を交付するものでございます。

また、外来患者の減少等により資金不足が見込まれる病院事業会計負担金を増額いたすものでございます。

農林水産業費におきましては、令和6年産米の価格が落ち込むなどした「金のいぶき」について、事業費を増額いたし、産金の地涌谷のブランド米として事業を推進するものでございます。

商工費におきましては、中小企業者の経営の合理化、安定化を図るため実施しております中小企業振興資金について、融資実績等に基づき貸付保証料、補給金補助金を増額するものでございます。

土木費におきましては、側溝改良工事等のほか、町が管理しております町営住宅において、家賃算定に誤りがあり、一部の入居世帯から家賃を過大に徴収していたことが判明したことから、返還金を計上するものでございます。

消防費におきましては、避難退域時検査場所円滑化対策工事におきまして、工作物の移転補償が必要となりましたことから、予算の組替えを行うものでございます。

教育費におきましては、学校給食センター調理場内の水道配管の老朽化により、設備改修を行い、安全で安心な給食の提供に努めるものでございます。

詳細につきましては各担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） それでは、総務課長から順次説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） では、議案第67号 令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）の、私のほうからは人件費についてまず説明させていただきたいと思います。

予算書の44ページ、45ページをお開きください。

44ページ、給与費明細書、特別職でございますが、報酬で39万2,000円の減となっております。こちらは、農業委員、農地利用最適化推進委員において、今後の見込みを踏まえ減額をするというものでございます。

また、今回については、補助欄において、財源について事務費等の組替えを行うものとなっておりますのでございます。

次のページ、2一般職でございます。ここでは正職員と会計年度任用職員を合わせたものとなっておりますので、次のページ、46ページをお開き願いたいと思います。

ア、会計年度任用職員以外の職員、正職員となりますが、上段のうち比較の欄を見ていただければと思います。給料におきましては、144万7,000円の減、職員手当で177万2,000円の増となっておりますのでございます。給料の144万7,000円の減額につきましては、今回産業振興課、健康課におきまして、男性職員による育児休業等の取得がございましたので、そちらに合わせて減額を行うものでございます。

職員手当の177万2,000円の増額でございますが、中段以降にございます職員手当の内訳の欄をご覧くださいと思いますが、主なものといたしましては、時間外勤務手当182万5,000円の増、住居手当14万9,000円の増、職員手当5万4,000円の減など、それぞれとなっております。住居手当あるいは通勤手当等、そういった各種手当につきましては、職員の履歴事項の変更によるものでございます。

また、このうち時間外手当の主な増減の理由といたしましては、税務課におきましては、24万9,000円の増、町民生活課におきましては13万5,000円の増、建設課におきましては36万7,000円の増など、今後の業務の見込みを踏まえて予算措置をするものでございます。

また、一部の課におきましては、職員の休暇、休職により職員が減となっていることから、それらの職員の時間外勤務手当を増額するものでございます。

次に、47ページ、イ会計年度任用職員でございます。上段比較をご覧くださいと思います。

報酬におきましては24万5,000円、給料におきましては139万2,000円の増、職員手当で3万1,000円で増となっているところでございます。

主なものといたしましては、さくらんぼこども園におきまして、職員が休職する等ございまして、その補充として会計年度任用職員を配置するものでございます。

また、その他、給与費明細に含まれない人件費といたしまして、退職手当組合負担金4万8,000円の増、児童手当で17万円の増額につきましては、これら異動に伴う増減となっているものでございます。

以上で終わります。

それでは、8ページにお戻りいただければと思います。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） すみません。それでは、5ページをご覧ください。

よろしいでしょうか。5ページになります。

第2表債務負担行為の補正、1債務負担行為の追加になります。7件の追加になります。いずれも来年度以降の事業になりますが、今年度中に入札執行を行い、令和7年4月1日からの事業ができるようにいたすものでございます。

まず、ふるさと納税業務委託料につきましては、寄附額の40%に相当する額を限度額として設定し、令和7年度から令和9年度まで行うものでございます。

住民情報システム標準化につきましては、住民情報システムや戸籍システムを利用する全ての地方公共団体がガバメントクラウド、要は政府がつくりました共通サービスの利用環境上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備するものでございます。

国からは、原則令和7年度まで整備するように示されていることから、令和7年度に構築し、令和12年度までのシステムの利用料として計上いたすものです。限度額につきましては、1億3,700万円となっております。

町民バス運行业務委託料につきましては、現在地域公共交通計画を策定中で、それに基づき来年度ダイヤ改正等、バスの運行とかデマンドの運行というものも含めまして見直す予定となっておりますので、通常であれば3年の契約をいたすところですが、1年間のみの契約を行おうとするものでございます。

これに合わせまして、スクールバスにつきましても同様に、1年間の契約を行うものでございます。

町民バスにつきましては限度額5,000万円、スクールバス借上げにつきましては限度額8,200万円、スクールバス運行管理業務につきましては、限度額3,100万円となっております。

放射能汚染廃棄物処理業務につきましては、すき込み、混焼に係る業務となります。農林業災害対策資金に対する利子補給につきましては、令和6年度から原油価格、農業資材等の物価高騰、子牛価格の下落により経営の維持が困難となった者に対し、施設の維持補修や運転資金への貸付けに対し町0.25%、県1%の利子補給を

行うものでございます。

歳入になります。

8ページ、9ページをお開きください。

12款1項1目②特別交付税603万7,000円の減は、大崎広域行政事務組合で平成23年、24年度に整備いたしました消防救急デジタル化に対し、富士通ゼネラルが排除措置命令があり、その違約金が大崎広域行政事務組合に支払われたことから、各市町に負担割合に応じ負担金が返還され、その同額を各市町を通し特別交付税が減額されるものでございます。

なお、返還されました同額は、13ページにあります諸収入で説明させていただきます。

終わります。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） 16款国庫支出金2項1目1節⑩個人番号カード交付関連事務費補助金13万2,000円の増額につきましては、マイナンバーカード交付事務に係る補助金になります。

現在マイナンバーカードは、交付申請から受け取りに必要な交付通知書が届くまでおおむね1か月程度の期間を要しておりますが、健康保険証との一体化により、マイナンバーカードの重要性が高まっていることから、出生された方や、特に速やかな交付を必要とされる方を対象として、1週間ほどでマイナンバーカードが出来上がる特急発行交付制度が開始されることになりました。こちらに関連する経費相当分の増額をお願いするものです。

詳細につきましては、歳出でご説明いたします。

終わります。

○子育て支援課長（佐藤明美君） 2目1節④重層的支援体制整備事業交付金156万3,000円の増額につきましては、歳出の重層的支援体制整備事業のうち地域子育て支援拠点事業補助金に係る国負担分で、補助率3分の1でございます。

6節⑮地域型保育子どものための教育・保育給付交付金5万2,000円の減額から17款県支出金1項1目2節⑦子どものための教育・保育給付負担金941万9,000円の増額につきましては、歳出の保育委託料に関するもので、それぞれ増減いたすものです。

2項2目1節⑦重層的支援体制整備事業交付金につきましては、国庫補助金でもご説明いたしました歳出の地域子育て支援拠点事業補助金に係る県負担分で、補助率3分の1になるものです。

4節⑦母子・父子家庭医療費補助金15万円の増額は、歳出の母子・父子家庭医療費給付経費の増額に伴うもので、補助率2分の1でございます。

③子育て支援対策臨時特例交付金50万2,000円の増額は、幼児教育・保育無償化に関する事務費が交付されるものです。

終わります。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 5節障害者福祉費補助金①自死対策強化事業補助金2,000円の減額につきましては、内示によるものでございます。

終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 4目農林水産業費県補助金1節⑤水利施設管理強化事業補助金2,000円の増額で

すが、迫川沿岸地区の交付決定による増額になります。

⑫農業災害対策資金利子補給事業費補助金 1 万7,000円の増額ですが、飼料高騰対策として県、町、農協とともに利子補給を行うもので、貸付利率のうち県補助分の1%相当額分を増額するものです。

⑬多面的機能支払交付金43万7,000円の減額ですが、内示による減額になります。

終わります。

○農業委員会事務局長（荒木達也君） 同じく⑯農地利用最適化交付金12万2,000円の増額につきましては、交付金内示に伴い増額するものです。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 8目教育費県補助金1節⑥切れ目ない支援体制整備充実事業補助金70万6,000円の減額につきましては、涌谷第一小学校に在籍しております障害をお持ちの児童に対する医療的ケアに係る補助金につきまして、訪問看護の日数の減に伴い減額するものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 19款寄附金1項1目③企業版ふるさと納税50万円の増につきましては、企業様より町の持続可能な名所づくりのため桜の植樹を行う目的に寄附の申出があり、増額をお願いするものでございます。

なお、寄附相当額につきましては、土木費の公園管理費に同額を植栽業務委託料とおして計上しております。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 2目1節②教育費寄附金77万4,000円の増額でございますが、77万4,000円のうち70万円につきましては、過去に涌谷中学校に勤務されておりました元教員の方から小中学校の振興のため使ってほしいとご寄附をいただいたものでございます。

残りの7万4,000円につきましては、パークゴルフ場を利用されております皆さんからのご寄附でございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 20款繰入金2項1目①財政調整基金繰入金1億72万7,000円の増は、歳入歳出の調整によるもので、補正後の基金残高は15億3,280万6,000円となります。

終わります。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 続いて17目1節①歴史文化基金繰入金13万8,000円につきましては、基金から一般会計へ繰り入れるもので、詳細につきましては、歳出で説明させていただきます。

終わります。

○農業委員会事務局長（荒木達也君） 12ページ、13ページをお開きください。

22款諸収入5項雑入5目1節⑬農地中間管理事業業務委託金1万6,000円の減につきましては、契約締結に伴い減額するものです。

○産業振興課長（三浦靖幸君） ⑮中小企業者振興資金貸付保証料補給補助金返戻金57万1,000円の増額ですが、繰り上げ返済によるものでございます。

⑯中小企業者振興資金損失補償金回収金16万7,000円の増額ですが、損失補償1件の代位弁済に係る回収ができた分の増額となります。

終わります。

- 企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ⑫大崎広域行政事務組合負担金返還金603万7,000円の増につきましては、特別交付税で説明いたしましたとおり、富士通ゼネラルから違約金が大崎広域行政事務組合に支払われ、各市町に負担割合に応じ返還されるものでございます。

終わります。

- 福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 3節過年度収入⑩障害者自立支援給付費負担金精算交付金238万8,000円から⑪施設型給付費等補助金精算交付金29万9,000円増額につきましては、それぞれ令和5年度事業の精算に伴い交付されるものです。

終わります。

- 議会事務局長（渡邊千春君） 14ページ、15ページをお開き願います。

1款議会費1項1目細目2議会管理運営経費、その他負担金2,000円の増は、県町村議会議長会負担金の増によるものです。

終わります。

- 総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） 失礼いたしました。2款1項1目細目1、細目2一般管理経費旅費10万円の増額でございますが、今回町長等の旅費におきまして、今後の見込みにより増額するものでございます。

終わります。

- 企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 細目5ふるさと納税事業経費11万円の増は、歳入で計上いたしました企業版ふるさと納税50万円に対し寄附企業を紹介していただきました中間事業者手数料として20%と消費税分を支払うものでございます。

終わります。

- 会計管理者兼会計課長（久道正恵君） 3目会計管理費細目1会計事務経費13節①使用料及び賃借料の1万7,000円の増額については、年度途中での金額の改定により、講座振込等接続回線使用料を増額するものです。

終わります。

- 企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 4目細目1管財一般経費12目①委託料209万7,000円の増は、特殊建築物定期報告業務について、今年度より学童クラブが特殊建築物定期報告の対象となったことから増額をするもので、倒木処理業務委託料につきましては、町有地において専決して和解した案件もございしますが、倒木が町内複数あることから、処理を行うものでございます。

終わります。

- 総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） 次のページ、16ページ、17ページをご覧ください。

5目細目4情報化推進経費11節②webサイト証明書設定手数料9,000円、13節使用料及び賃借料のwebサイト証明書使用料3万円の増額につきましては、現在当町のホームページを見るため、これらの証明書の発行が必要であることから、今回更新をかけるため予算計上するものでございます。

18節③県・市町村共同電子申請運営委員会負担金でございます。こちらにつきましては、現在宮城県並び県内市町村において導入し、共同運用しております電子申請サービスを運用するため、今回この運営委員会に加入

するため、負担金を予算計上するものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 細目12わくや万葉の里施設経費10節⑥修繕料19万1,000円の増は、消防点検で指摘のありました避難誘導灯の更新になります。

10目細目2移住定住推進事業費120万円の増は、30万円掛ける4件を年度末まで見込むものでございます。

終わります。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） 14目諸費細目1防犯経費41万6,000円の増額でございますが、こちらは防犯灯といたしまして要望のございました防犯灯のLED化並びに修繕管理を行うための予算計上を行うものでございます。

終わります。

○税務課長（木村 治君） 2項細目2税務事務経費18節③地方税共同機構負担金11万2,000円の減額につきましては、負担金の確定によるものでございます。

終わります。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） 3項1目細目2戸籍住民基本台帳事務経費につきまして30万円の増額をお願いいたしますものでございます。

10節需用費、消耗品費1万4,000円の増額につきましては、歳入でご説明いたしましたマイナンバーカードの特急発行交付制度に必要なスキャナーの購入分になります。

17節備品購入費28万6,000円の増額につきましては、こちらもマイナンバーカードの特急発行交付制度用の申請用タブレット2台分とマイナンバーカード関連ではございませんが、窓口で使用しているレジスター、それと、9月会議の一般質問でご提案がありました軟骨伝導イヤホンを福祉課と購入しようとするものでございます。

終わります。

○議会事務局長（渡邊千春君） 6項1目細目1監査委員経費5万8,000円の増。内訳は費用弁償5万4,000円は、住民監査請求対応のための増、普通旅費4,000円は、見込みにより不足が生じるため増額をお願いするものです。

終わります。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 3款民生費1項1目細目2社会福祉事務経費、次のページお願いいたします。

10節③燃料費5,000円及び11節③公用車保険料1万3,000円の減額につきましては、公用車のリース終了により不用額を減額するものです。

17節①窓口設置部品購入費3万3,000円の増額につきましては、難聴の方との意思疎通を円滑にするため、役場の窓口と同様に、医療福祉センター窓口にも軟骨伝導イヤホンを設置しようとするものです。

3目老人福祉費細目4老人保護措置経費12節①老人保護措置委託料354万4,000円の増額につきましては、入所者2名の増に伴い年度末までの見込みを増額するものです。

終わります。

○健康課長（徳山裕行君） 細目5介護保険対策経費27節①操出金26万円の増額につきましては、職員及び会計年

度任用の person 費として繰り出しするものでございます。

終わります。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 細目 6 介護サービス事業費 18 の 3 その他負担金、老人保健施設事業会計負担金 2,000 万円につきましては、運転資金への負担金として増額するものでございます。

資金不足に対応するものですが、要因といたしましては、今後見込まれる person 費高騰などに伴うものでございます。

終わります。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 4 目障害者福祉費細目 6 障害者自立支援費 22 節①国庫負担金等返還金 90 万 2,000 円の増額につきましては、令和 5 年度障害者医療費助成補助金等の額の確定により返還金が生じることから増額するものです。

終わります。

○子育て支援課長（佐藤明美君） 2 項 1 目細目 3 児童手当支給経費 22 節①償還金 9 万円の増額については、令和 5 年度児童手当交付金返還分でございます。

細目 4 保育委託経費 12 節①委託料は、民間保育所、認定こども園等への保育委託料となります。今年度当初から直近までの実績及び今後の法定価格の引上げ等を考慮し、4,590 万 1,000 円の増額をお願いするものです。

次の 22、23 ページをお開きください。

細目 5 子ども医療費支給経費 19 節①扶助費 150 万円は、3 月までに不足が見込まれることから増額いたすものです。

細目 7 子育て支援経費 12 節①委託料 14 万円の減額は、第 1 期涌谷町こども計画策定業務委託料の契約差金となるものです。

22 節①償還金は、令和 5 年度分の保育委託料に対する国、県からの交付金の精算返還分として 294 万 4,000 円の増額をお願いいたすものです。

細目 15 重層的支援体制整備事業費 18 節④補助交付金は、令和 7 年 2 月から涌谷保育園子育て支援センターが開設予定であることから、開設準備経費及び 2 月、3 月の運営事業費合わせて 469 万 1,000 円の増額をお願いするものです。

3 目細目 3 母子・父子家庭医療給付経費 19 節①扶助費 30 万円は、3 月までに不足が見込まれることから増額いたすものです。

6 目細目 3 こども園経費、次の 24、25 ページをお開きください。

12 節①委託料ですが、さくらんぼこども園敷地のり面農道永根線沿いにある支障木を伐採するため、49 万 9,000 円の増額をお願いするものです。

終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 4 款 1 項 5 目細目 1 放射能汚染廃棄物対策経費 18 節④補助交付金、農林業系汚染廃棄物保管協力金 198 万 7,000 円の増額ですが、これまで農家の庭先にあった稲わら、牧草がこれまでの処理等によりなくなったことから、これまでの保管に対し協力金を支払うものです。

対象数は 6 経営体となり、金額の積算については、近傍類似の評価額及び使用面積、期間から積算し、賃借料

相当額を交付しようとするものです。

財源については、東京電力の賠償請求を令和7年度に行うことを予定しております。

現在賠償請求の相談を行っておりますが、今回の協力金の支払い方法は、近隣市町村で認められた方法と同様のため、賠償請求は認められるものと考えておりましたが、請求が認められるかは現在不透明な状況であります。

しかしながら、年度を越えての請求は更に認定自体が厳しいことが予想されることから、今年度庭先からなくなった農業者に対し協力金を支払うものでございます。

終わります。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） 2項1目細目1塵芥処理経費18節②一部事務組合負担金32万円の増額につきましては、大崎地域広域行政事務組合の負担金額の確定によるものです。

続きまして、2目細目1し尿処理経費、次の26ページ、27ページをお開きください。

18節②一部事務組合負担金4万2,000円の減額につきましても大崎地域広域行政事務の負担金額の確定によるものです。

終わります。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 4項1目細目2医療福祉センター管理経費10の5光熱水費83万5,000円ですが、雨水ろ過装置更新の際、雨水を断水し工事を行うため、その期間の上水道使用分を追加するもののほか、電気料も合わせ、今後の見込みにより増額するものでございます。

11の1通信運搬費61万7,000円は、今後の見込みによるものでございます。

12の1委託料、施設維持管理業務委託料52万7,000円の減額は、医療福祉センターの電話交換業務の委託期間を12か月から6か月に変更し、電話交換業務の委託を廃止したもので、その不用額を減額するものでございます。

電話交換につきましては、自動音声案内及び各部門への直通電話の導入により、業務省略化と経費節減を図るものでございます。

17の1備品購入費、管理用備品購入費11万3,000円の減額は、紙折機の購入差金でございます。

18の3その他負担金、東北地域医療支援機構負担金6万円の減額は、支援機構の定款変更により会員が廃止されたものでございます。

3目細目1病院対策経費18の3その他負担金、病院事業会計負担金3,262万円は、操出基準額の確定に伴うものとしては62万円、3,200万円については、外来収益の減などにより資金不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

説明を続けてください。

○農業委員会事務局長（荒木達也君） 26ページ、27ページになります。

6款農林水産業費1項1目細目1委員会運営経費になります。1節報酬②委員報酬39万2,000円の減につきましては、歳入で説明いたしました農地利用最適化交付金の内示に基づき減額するものです。

なお、歳入におきましては、増額補正となっておりますが、今回事務費部分が増となり、報酬部分が減額となったためであります。今回減額となる報酬につきましては、毎月支払う基本報酬ではなく、活動実績分としての上乗せ分を減額するものとなります。

同じく、細目2事務局経費1節報酬①会計年度任用職員報酬5,000円の増につきましては、委託金の減額に基づき不足が見込まれるため増額をお願いするものです。

同じく10節需用費②消耗品費16万8,000円の増、④印刷製本費30万2,000円の増、次のページになります。13節使用料及び賃借料4万4,000円の増につきましては、前述の農地利用最適化交付金の内示に基づく事務費の増となります。

同じく、細目5中間管理事業事務経費1節報酬①会計年度任用職員報酬1万円の減、及び10節②消耗品費6,000円の減につきましては、中間管理事業業務委託の委託契約締結に基づく委託金の減によるものです。

終わります。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 3目細節1農業振興対策事業費8節②普通旅費6万円の減額ですが、東アジア農業遺産学会に係る旅費について実績に基づき減額するものです。

18節細節4農業災害対策資金利子補給補助金2万2,000円の増額ですが、原油高騰、飼料、資材高騰、子牛の下落対策として、対策資金の利子補給を県1%、町0.25%、JAが利子助成を行い支援するものです。

歳入の1万7,000円の合わせ、町分も含めての計上となるものでございます。

細節3ブランド米創出事業経費18節④地域ブランド米創出支援事業287万1,000円の増額ですが、令和6年度金のいぶき生産者に対し乾燥代経費として1俵当たり1,000円を助成するものでございます。

昨年度は、全量のうち約5割が品質の低下のため等外となり、今年度も同じ症状が出そうだったことから、早期刈取りを依頼したところでございます。このことにより、乾燥代等々の掛かり増し経費が発生したところから助成するものでございます。

令和6年度の米の買取価格は、金のいぶきに関しては、ほかの米との優位性もなく、来年度の作付は大幅に減少することを見込んでおります。

しかし、金のいぶきのブランド化は、販売状況を見ると着実に成果を出してきており、来年の販売先も確保しておるところでございます。そのため、今回助成とともに、来年度の作付面積もできる限り確保したいと考えております。

金のいぶき定着化推進事業補助金9万円の増額ですが、金のいぶき、奈良東大寺献納プロジェクト活動も含め、物価高騰の影響を受け、今後の不足額を計上するものでございます。

5目細目2農地整備事業経費10節細節2消耗品費2万1,000円、12節細節1農業経営高度化支援事業委託料2

万3,000円ですが、3つの圃場整備事業に係る農業経営高度化支援事業委託料の契約締結により残額分の組替えになります。

差額分2,000円については、町単独分となります。

18節④補助交付金、水利施設管理強化事業費補助金2,000円の増額ですが、迫川沿岸地区の交付決定による増額でございます。

多面的機能支払交付金58万2,000円の減額ですが、交付決定による減額となります。

次のページの30ページ、31ページをご覧ください。

7款1項2目細節1商工業振興対策経費18節④中小企業振興資金貸付保証料補給補助金247万円の増額ですが、令和6年度上期の保証料が確定し、不足額が生じたことから増額するものでございます。

3目細節1観光振興対策経費10節光熱水費1万5,000円の増額ですが、見龍寺トイレの電気代の不足が見込まれることから増額するものでございます。

終わります。

○建設課参事兼課長(熱海 潤君) 8款土木費でございます。1項1目細目2土木総務経費17節①備品購入費、管理用備品購入費5万6,000円ですが、現場用のデジタルカメラ2台を購入する費用をお願いしております。現在使用しておりますデジタルカメラは、平成25年度に購入し、10年以上経過いたしました。最近2台とも調子が悪いことから、購入費用分をお願いしております。

32ページ、33ページをお開きください。

2項2目細目1道路維持補修事業費8節⑩会計年度任用職員費用弁償1万6,000円の増額は、会計年度任用職員の道路維持補修員1名が体調不良により退職いたしますことから、新しく会計年度任用職員の採用に当たり、通勤手当分の増額をお願いしているものです。

3目細目1道路新設改良事業費14節①工事請負費330万円の増額ですが、樋管補修工事200万円の増額につきましては、出来川の三十軒屋敷において河川敷に埋没が見られたことから、北部土木事務所に補修の要請をいたしたところでございます。しかし、原因が三十軒屋敷集落の配水に係る樋管のずれが原因であることから、町で補修するよう指示があり、河川管理上今シーズンの渇水期、川の水の少ない時期に施工するよう求められておりますので、今回の補正で予算計上させていただいております。

その下の側溝改良工事130万円の増額につきましては、現在涌谷公民館裏で避難待機時検査場の工事を行っておりますが、隣接しております給食センターと住宅の間にある側溝が中だるみをしておりまして、滞水しております。このことから、現在施工中の工事と併せて施工することにより、経済的に施工できると判断し、今回予算計上させていただいております。

16節①公有財産購入費、道路用地購入費120万円につきましては、6月補正においてお認めいただきました桑木荒地区の測量業務で、現在道路として利用している民地を購入しようとするもので、地権者から了解をいただきましたので、今回計上させていただいております。

3項2目細目1公園管理経費10節②消耗品費1万6,000円は、中央公園のテニスコートのフロアドライヤー、コート内の水切りをするものでございますが、既存のものが経年劣化で破損していることから、3本の購入費を計上しております。

11節①手数料、城山公園池清掃手数料8万1,000円は、例年桜まつりにコイのつかみ取りを実施するため、涌谷町観光物産協会で行っていましたが、近年はコイのつかみ取りは実施していないことから、涌谷町観光物産協会での清掃は行わないということになりましたので、公園管理の一環として、当方で桜まつりの直前である3月に池の清掃を行おうとするものでございます。

12節①委託料、城山公園桜植栽業務委託料50万円は、歳入で企画財政課で説明のありました企業版ふるさと納税の返礼に係る桜の植栽業務委託となります。

4項1目細目1公営住宅管理経費12節①委託料11万円の増額の内訳ですが、訴訟委託26万9,000円の減額と強制執行退去業務委託料12万円の減額は、額が確定したことによる減額となります。

次の支障木伐採業務委託料49万9,000円は、八雲住宅と渋江住宅の支障木の伐採に係る費用を計上させていただいております。

22節①償還金町営住宅使用料返還金36万8,000円につきましては、さきの議会全員協議会でご説明させていただきました家賃算定の誤りによる7世帯分の返還金をお願いするものでございます。

終わります。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） 次のページ、34ページ、35ページをお開きください。

9款1項5目細目4原子力災害対策経費14節①避難待機時検査等場所円滑化対策工事140万円の減、21節①構築物移設補償費140万円の増額でございますが、現在進めております避難待機時検査等場所円滑化対策工事におきまして、道路拡幅が必要となりますが、その際道路脇にあります電柱4本が支障となることから、今回移設する費用として予算を組み替えるものでございます。

なお、本工事におきましては、5,000万円以上の工事といたしまして、定例会9月会議におきまして議決をいただき、現在来年3月の工期完了に向け工事を進めているところでございますが、交付されました補助金内で工事内容を追加できないか、現在国県との協議を進めているところでございます。

協議が整った場合には、新たな契約変更といたしまして、改めて議会へ提案させていただきますので、その際につきましては、よろしく願いいたします。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 10款教育費でございます。1項2目細目2事務局経費7節報償費①報償金21万6,000円の増額につきましては、令和8年4月からさくらんぼこども園1園に統合することが

決定しましたことから、保護者や幼稚園長などで構成する統合推進委員会を設置し、統合に関する必要な事項を検討するもので、今回委員の謝礼について増額をお願いするものでございます。

なお、開催回数につきましては、今年度につきましては、4回の開催を予定しております。

続きまして、細目7わくや子どもの心のケアハウス運営事業経費18節負担金補助及び交付金③その他負担金5万円の減額でございますが、ケアハウスコンパスの電気料等の負担金につきましては、今後の見込みにより減額するものでございます。

続いて、2項1目細目2小学校管理経費12節①委託料、医療的ケア児訪問看護委託料211万8,000円の減額でございますが、涌谷第一小学校に在籍しております医療的ケアを必要とする障害をお持ちの児童につきまして、ただいま成長に伴う手術のため、今年6月からこども病院に入院し、拓桃支援学校に一時的に転校してござ

すことから、その間の訪問看護が不要となるため、減額するものでございます。

なお、本児童につきましては、来年1月に涌谷第一小学校に復帰する予定となっております。

次の13節使用料及び賃借料、階段昇降機リース料57万7,000円の減額につきましても、先ほどの医療的ケア児用の昇降機につきまして、涌谷第一小学校に復帰するタイミングで導入するため、減額をお願いするものでございます。

17節備品購入費31万9,000円の増額でございますが、歳入でご説明いたしました元教員の方からの寄附金の一部を財源といたしまして、涌谷第一小学校の聴力検査機等を購入しようとするものでございます。

次のページ、36、37ページをお開き願います。

3項1目細目3外国青年招致事業経費13節使用料及び賃借料、イングリッシュキャンプ宿泊施設等使用料24万3,000円の減額につきましては、事業の完了に伴い減額するものでございます。

続いて、2目細目1中学校教育振興経費13節使用料及び賃借料、教育用パソコンセキュリティ装置使用料14万1,000円の増額につきましては、インターネット接続に係るセキュリティー装置の使用料につきまして増額をお願いするものでございます。

17節備品購入費50万円の増額でございますが、こちらにつきましても寄附金の一部を財源といたしまして、卒業式や文化祭などの行事で使用しますひな壇等を購入しようとするものでございます。

終わります。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 38ページ、39ページをお開きください。

5項2目細目2公民館運営経費10節⑥修繕料19万8,000円の増額につきましては、公民館の床を修繕するものでございます。

11節②手数料7万円につきましては、コピー機で使用するものでございまして、見込みにより増額するものです。

3目細目1文化財保護経費18節④補助交付金、文化財保存事業費補助金13万8,000円の増額ですが、歳入で説明いたしました歴史文化基金繰入金13万8,000円を財源としてもので、町指定文化財であります妙見宮の本殿におきまして、倒木により一部破損したことから、修繕を行う団体に対して費用の2分の1を規定に基づき補助するものでございます。

3目細目5日本遺産事業経費1節報酬から4節共済費まで43万9,000円につきましては、日本遺産事業に係る事務補助員を1月から3月までパートタイム会計年度任用職員を採用することで予算措置しておりましたが、1月から2月までをフルタイム会計年度任用職員として採用し、3月から地域プロジェクトマネジャーを公募することに変更したことから、組替えやそれぞれの項目の過不足分の合計として増額するものでございます。

5目細目1発掘調査費13節①使用料及び賃借料、重機借上料24万2,000円の増額につきましては、遺跡隣接地において太陽光発電設備の新設工事が予定されていることから、確認調査のための重機借上料として計上するものでございます。

続いて、40ページ、41ページをお開き願います。

6項1目細目2保健体育事務経費7節①報償金、保健師等謝礼1万円の減額につきましては、体力・運動能力調査において従事する看護職員に対して謝礼として予算措置しておりましたが、時間外手当に組替えを行った

ことから、減額するものでございます。

18節④補助交付金、全国大会等出場補助金15万円の増額につきましては、8月3日、4日に静岡県で行われました第66回小学生・中学生全国空手道選手権大会に5名が参加されましたので、要綱に基づき交付するものでございます。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 2目細目2給食センター運営経費10節需用費⑥修繕料45万8,000円の増額につきましては、調理室内にあります自動ドアのセンサーの修繕、また、学校への配送用コンテナのキャスターにつきまして修繕が必要なことから増額をお願いするものでございます。

⑦賄い材料費62万円の増額につきましては、昨今の物価高騰に伴い食材費につきまして年度末までの不足見込み分につきまして増額をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、物価高騰対応地方創生臨時交付金を充てるものでございます。

14節工事請負費79万2,000円の増額につきましては、給食センター地下ピット内の水道管につきまして老朽化に伴い約4メートルほど布設替え工事を行おうとするものでございます。

17節備品購入費3万円の増額につきましては、調理用備品としまして、缶切り機を購入しようとするものでございます。

18節負担金補助及び交付金③その他負担金、米飯学校給食負担金34万1,000円の増額につきましては、令和6年度産米の価格の高騰に伴いまして、学校給食で提供しております米飯の供給価格につきましても、今年11月分からこれまで1俵60キロ当たり1万6,000円だったものが2万1,400円に増額となりましたことから、増額分の掛かり増し経費につきまして、こちら宮城米飯学校給食支援方式によりまして、宮城県、JA、市町村で負担することとなったものでございます。

こちらにつきましても、財源は物価高騰対策地方創生臨時交付金を充てるものでございます。

終わります。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 続いて、3目細目1体育施設管理経費17節①部品購入日、施設管理用備品購入費90万8,000円の増額につきましては、乗用の刈払い機が故障したことから、更新するものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 14款予備費、42ページ43ページになります。

29節①予備費1,000万円の増につきましては、8月に災害対応による時間外や急を要する施設修繕などで充用したため、今後の施設修繕や除雪費などを考慮すると不足が生じられることから、増額をお願いするものでございます。

以上、令和6年度一般会計補正予算（第6号）案の説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑を行います。

初めに、人件費全般について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次、5ページ、第2表、債務負担行為補正について質疑ございませんか。4番佐々木敏雄

君。

○4番（佐々木敏雄君） 2表の債務負担行為補正についてお伺いしますが、住民情報システム標準化事業、令和7年から12年度ということで計上されていますが、これ何かちょっと聞き取れなかったんですけども、何か統一するのかなという意味合いで取ったんですけども、全国共通のものになるような感じで受け取りましたが、令和7年度からの執行なので、この予算の配分というか、それはもう年度ごとに見ないと分からないんですけども、大ざっぱでいいですから、1億3,700万円、令和7年度は1億円使うとか、そういう配分ある程度事業の推進も計画も当然あると思うのですが、その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） 現在使っております、例えば住基システムってございますが、コーカスという、NEC製のシステムを使っておりますが、そのような形で5年間平準化の機器になりますので、基本的にはこの1億3,700万円については、5年間平準化しながら、その機器と、そういったものの構築事業ということで進めるものでございます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 標準化というと、全国的に統一されるという意味合いの標準化なのか。

戸籍とか住民の情報だから、そういうものに使うものかと思われましても、そういうものなのかと、ちょっとあと、昨日一般質問でもしましたけれども、マイナンバーカードの関係と、あと諸証明の交付ありますけれども、その交付は令和9年度で発行予定だという話しましたけれども、それとの関連も当然出てくるものかなと思うんですけども、その辺の関連もお願いします。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） 今回のシステムについては、先ほど言いましたガバメントクラウドという形で、住基システム、今回の予算については住基システムのみを一応上げております。

それを今回国のほうで平準化をいたしまして、同じシステムを全国で使うということの令和7年から12年までのということの経費として計上させていただいているものでございます。

その中には当然データの移行作業とか、そういったことも含めますけれども、それをリース、5年間の債務負担という形で進めていくということで平準化をしながらという形になります。

昨日お話ししました、コンビニ交付というところでお話ししましたが、住基システムがこちらで現在使っているシステムからこちらのガバメントクラウドということで、全国同じ標準システムということの中で組替えをしていきますので、そちらが構築した後という形で改めてそういったコンビニ交付を含めて検討させていただくという内容になっているところでございます。

○議長（大泉 治君） 質問者は、標準化という話で、答弁のほうで一部平準化という言葉を申し上げているんですが、その辺ちょっとかみ合わない部分があるので。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） 標準化についてというのは、これは全国のシステムのガバメントクラウドに基づく表現として使わせていただいております。

先ほど費用の話でございましたので、5年間ということでもありますので、それをそれぞれ平準化して平均値を取りながら負担をさせていただくような、負担が一括にならないような形で調整をしていくという形で調整を

しているものでございます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 昨日の関連にもなるんですけれども、当然今まで交付している自治体もあるわけです。ただ、涌谷町はまだそういう諸証明の交付はしていませんけれども、昨日の説明ではシステムが古いと。極端に言えばセキュリティーがちょっとほかよりも弱いので、令和9年までは交付できないんだと言っていますけれども、それじゃ、ほかの自治体はじゃどうなるのかなというところ。

全部今諸証明とか交付している自治体は新しいシステムなりセキュリティーをしている。ただ、今度これ標準化として入れるためにも当然今の基準のセキュリティーにしていかなくちゃいけないものと思うんですけれども、その辺令和7年、8年間の間で構築して令和9年の交付を受けるということなのか、令和7年でどんと入れてしまえばすぐに交付とかは可能なような気がするんですけれども、その辺はどうなんでしょうね。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） 国が進めておりますガバメントクラウドということでございます。令和8年度から進むという形で、これはスタートが一緒になっておりますので、例えば他の団体ですぐコンビニ交付に切り替えられるじゃないかというお話されていましたが、それぞれの団体で判断されることかとは思いますが。

構築については、セキュリティーのちょっとお話をいただきましたが、これはあくまでもここにお出ししている金額は住民基本台帳のシステムに関するものだけの予算をここに計上させていただいております。

このほかにセキュリティーとか何とかはまた別途対応しているところでございます。

こちらのほうで涌谷町において準備作業、構築作業を行います。当然そこに別途作業でセキュリティーを高めているというところでございます。

改めて私のほうとしては、この新たにシステムを入れた段階でコンビニ交付についての検討をさせていただくということで、昨日の答弁となっているものでございます。

各団体においては、もう既にセキュリティーを高めているところもあるかと思っておりますので、それぞれの団体で新しいシステムでのコンビニ交付のタイミングはまた別途検討されているということになるかと思っております。

○議長（大泉 治君） ほかに。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 6番稲葉でございます。債務負担行為のうち、放射能汚染廃棄物処理事業について伺います。

これはまだ計画の中途段階だということで債務負担行為に出てくるのは当然かなとは思いますが、これまでの実績と計画に対する実績と全体の実績何%くらいなのかということと、あとそれから、測定しながら進めているので、400ベクレルを超えて8,000ベクレル近くとかなんとかって、そういったものもあつたはずなんだけれども、それは今何ぼ残っているのか。

そして、それをどこに保管しているのか。それを伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

これまでの実績でございますが、何%という形ではちょっと今数字は持っておりませんが、令和6年度末現在

の見込みをお話させていただきたいと思います。まず、放射能汚染廃棄物につきましては、400以下につきましては町で処理をするという形で計画をしております、そちらのほうにつきましては、すき込みを事業として計画をしております、今年度につきましては、終了いたしまして、来年度残り約40トンほどございまして、農地のほうも確保しまして、来年度で400ベクレル以下につきましては終了予定でございます。

続きまして、400から8,000ベクレルにつきましては、1市2町で大崎広域において混焼作業をしております。その部分につきましては、令和8年度をもって混焼終了を予定しております、今年度終了時点で残り令和7年度と令和8年度で約涌谷町でいうと45トンほどが残る予定でございます。

そのうち、令和7年度と令和8年度で混焼については終了予定でございます。

8,000ベクレル以上につきましては、今年度予算措置をし、県外搬出を予定しておりました。予定数量8,000以上につきましては、73トンございまして、合わせて400から8,000混焼の部分で数値が高かったものがございしますが、その部分も合わせ、県外搬出ができないかということで事業を実施しておるところでございます。

今回今事業実施中ではございますが、見込みとしましては、8,000ベクレル以上につきましては、今年度で終了する予定と。今年度で全てが終了する予定として見込んでおるところでございます。

続きまして、400から8,000の中で残っていたものという部分がありますが、その部分につきましては、同じ場所だったり町有地であったところに一度保管をしております。その際に更にそちらの部分につきましては、大崎広域で燃やさないという約束をしておりますので、その部分につきましては、再度測定を行い、それが8,000ベクレル以下という形を確認しておりますので、県外の処理において事業を実施しております、先ほど言いましたように、今年度で終了見込みというような状況になっているところでございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 大体概要は何いましたけれども、中央クリーンセンターもまだ混焼している計画を遂行している途中だと思うんですけども、涌谷のクリーンセンターにも大崎市分なんかも搬入して混焼しているので、我々こっちの東部クリーンセンターの混焼に影響はないのか。

また、外部に対する影響はないのか。それもちょっと心配なんだけれども、その辺は確認して、今いるのかどうなのか。そこも伺いたしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

大崎クリーンセンター及びあと中央の部分につきましては、1市2町で調整をしながら実施しております。

その中で影響の部分につきましては、同様にモニタリングポストや線量、そしてあとは処分場につきましても全て確認をしながら実施しております。

なお、その部分につきましては、毎月公表をしながら、安全と安心を確認するため、その部分も公表しながら行っております、現在のところ、そちらのほうにつきましては、問題ないという形で考えておるところでございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に、歳入に入ります。

歳入は一括質疑となります。

10ページ、1款。10杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 歳入でいいんですかね。8ページ、9ページであります。重層的支援体制整備事業交付金、国県補助金として計上されておりますが、そちらの中では地域子育て支援拠点事業として事業として充当おされると思いますが、その間かなりちょっと時間がかかり話があってからこれまで時間が結構来ているのかなと思っていますけれども、こういう手続をする上でどういった、これまでの事業としての交付されるまでの間の手続ですね、そういった点ではどのぐらいの手続の関係省庁との関係があると思いますが、その点伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐藤明美君） お答えいたします。

関係省庁とのというのは、最終的に今はほかの重層的支援体制交付事業は、一旦令和6年度につきましては、交付申請をしておりますが、今後年度末に変更申請がありますので、その時点でこの部分を計上して申請することになると思われま。

終わります。

○議長（大泉 治君） 10杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 申請をする、この間の、これからこの事業を行う上で保育園の支援センターだと思いたすが、その点ではなかなか大変なところかなと思っています。

そのほかに、重層的支援だけではないんですけれども、今後国が今審議している中で大事な補助金が追加で来るとは思いますが、こういう子育て支援にも使えるように、これから申請しなきゃいけないと思うんですね。

灯油支援とか水道料金の減免とか、そういった重点支援交付金という追加があると思うんですけれども、これも早期にやらなきゃいけないと思いたすが、その点では今何か考えていらっしゃるかお聞きしたいと思いたす。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 重点支援交付金につきましてということで、私からお答えさせていただきます。

まだ一部マスコミや新聞報道ということで、大枠の金額しかまだ出ていない状態でございます。町でどのくらい交付されるのかというのも全然分からない状態でございます。

なので、やっぱり幾ら来るか分からないのに事業の組立てもなかなか難しい状況となっておりますので、交付額が分かり次第事業の組立をしていきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 10杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） これは、市町村担当課に内閣府地方創生推進室から通達があって、この中には早期予算化と早期給付に向け、これは低所得世帯向けの支援向けの追加ですけれども、早期予算化と可能な限り早期予算

化と早期給付に向けた検討についてを行ってほしいということで、いろいろ低所得者向けと推奨事業メニューがありますが、そういった活用の仕方を今後検討していかなきゃいけないと。

その中で水道料金の減免も含まれているということです。あと、子育て支援の、多分福祉灯油の関係も出てくるかなと思うんですけども、あくまでも金額がまだはっきりしていないという部分の中で、予算化していかなきゃいけないと。これも令和7年度でなくて、早期にやらなきゃいけない部分だと。また議会を開かなきゃいけないと思いますけれども、その点の考え方も含めて質問したいと。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） お答えさせていただきます。

国のほうからの通達では、やはりそういった通知来ております。

あっと、低所得層の多分3万円給付というのも出てきておりますので、それについては別枠での交付ということになりますので、事業の組立ては、それとは別に重点支援については考えていかなければならないと思っています。

今後のスキームとしましては、ちょっと3万円のほうはもしかすると先行するかもしれませんが、やはり国の交付要綱等々出てからの検討となりますので、その際には臨時での議会開かなければならない状況も可能性としてはあると思いますので、その際には議員の皆さんにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（大泉 治君） 昼食のため休憩いたします。

再開は1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

総務課長のほうから発言の申出がございますので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） お忙しいところ申し訳ございません。本日参与席におります産業振興課三浦課長におきましては、先日ちょっとこの帽子かぶっておりますけれども、その治療のためにということで退席をさせていただく場合がございますので、ご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大泉 治君） 議員の皆様にはただいま総務課長からの発言の件についてご了承をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、歳入に入っておりますけれども、8ページ、1款徴税から13ページ、22款諸収入までについての質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に、歳出に入ります。

歳出は、款項追っての質疑となります。

14ページから15ページまで、1款議会費1項議会費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく、14ページから17ページまで、2款総務費1項総務管理費。1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 1番一條裕太郎でございます。16、17ページのほうをお聞き願いたいと思います。

こちら、わくや万葉の里施設経費というところと、あと、防犯経費のほうをお聞きしたいと思います。

まず、わくや万葉の里施設経費なんですけれども、消防のほうから言われた、その防犯灯の修繕経費だというふうにお聞きいたしました。こちらは法律上修繕が必要だということで、修繕の経費を見込んだのかということをお聞きしたいと思います。

また、防犯経費のほうについては、こちらのほう修繕というふうになっておりますけれども、今後新設、新しく防犯灯を新設されるとか、そういったことを、実は先日の議会懇談会、そして、その前の懇談会の場においても防犯灯の設置の要望というものが皆さんからお話が上がっておりましたので、そういったことをちょっとお聞きいたしたいと思います。お願いいたします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） じゃまず、私のほうからわくや万葉の里の施設経費についてお答えさせていただきます。

更新になるものは、避難誘導灯で、消防法で行っております消防点検で指摘のあったものになります。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） 防犯経費に係ります防犯灯の修繕の取扱いというところでございます。

新設等ということですが、各地域の防犯協会のほうから要望のほう取りまとめさせていただきながら、その新設とかその優先順位を含めながら検討させていただいているところでございます。

○議長（大泉 治君） 1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） ありがとうございます。

万葉の里の経費のことで改めてお聞きしたいんですけれども、同じく、他の施設といたしまして、温泉施設、そちらのほうでも同じように、消防上ではないかもしれませんが、施設の修繕、そういったことが必要だと思われる箇所が見受けられると思うんですけれども、具体的に申し上げますと、個室に当たるところの渡り廊下、そこの廊下の電気がつかないといった、そういったのがこしばらく続いているようです。

原因といたしましては、恐らく温泉の管の中の漏電とまではいかないまでも水漏れ等の影響によって電気がつかないんじゃないかというようなお話を施設の管理者の方がお話をなさっておりました。

ですので、こちらの万葉の里の修繕経費を見込むのであれば、同様に同じく指定管理を受けている温泉施設等の修繕もやはり考えていくべきかと思いますが、いかがでしょうか。

防犯灯のほうに関しては、理解させていただきました。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） ご指摘ありがとうございます。私のほうでも温泉の個室の前の天井の電

気については把握しております。

今回万葉の里については、消防法上ということで指摘があったものについて直すということで、急を要するものでございます。

温泉につきましては、年次計画で、年次計画というか、優先するものを順位づけして修繕を行ってきておりますので、いずれは直さなければならないという認識ではおりますけれども、今年ではないということで考えておりました。

○議長（大泉 治君） 1 番一條裕太郎君。

○1 番（一條裕太郎君） ありがとうございます。

それでは、万葉の里、温泉施設共に指定管理を受けているということで、本来であるならば自助努力ということで、自分たちの経営の中でそういった修繕もやっていくべきところも出てくるかと思うんですが、この修繕、または消防法含めた法律の下に指導を受けた場合に関しては、町のほうでしっかりとサポーターしていくというふうなお考えでよろしかったでしょうか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 議員おっしゃるとおりでございます。

消防法上とか指摘ございましたら、私のほうで直すべきと考えておりますけれども、協定の中で、ちょっとすみません。金額を定めて、それ未満のものは指定管理で、それ以上のものは町でということで決めておりますので、その協定にはのっとなって、これからも修繕のほうは行っていきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） ほかに。4 番佐々木敏雄君。

○4 番（佐々木敏雄君） 同じく17ページの情報化推進経費についてですが、18③のその他負担金、県・市町村共同電子申請運営委員会負担金ですけれども、この団体というのは県内全町村の運営委員会という捉え方で、何を共同の申請を行っているのかお伺いします。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） まず、電子申請サービスということで、加入団体ということになります。令和5年度の12月の段階では18団体、宮城県を含めて、仙台市とかあって、合わせて18団体の申請の予定ということで進んでおりました。

以前ホームページのほうで参加団体ということで見ましたら、26団体になっておりましたので、その中で追加があるのかなというところになっております。

全部に団体ではなくて、もう既に同じような機能を有している団体もありましたので、そこについては任意で加入が可能だという形で進めているところでございます。

行われる申請の内容でございますが、基本的にはインターネット等を使って、その町にいろいろなものを申請できるという内容になっております。

ただ、多くのメニューが今検討されているものもございまして、運用されているもの、推進しているもの、構築中のものもあるというところでございます。

例えばなんです、ほかの団体で利用されている例を見ますと、医療負担額の申請書とか、そういったものを事前にマイナンバーとか、いろいろなところでID取得をした上で提出をすることができると。24時間でその

運用が可能であるという形で利用されている状況でございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ちょっと内容理解できないんですけども、これ町村間のみ申請のやり取りとか、そういうことをするわけなのか、それとも一般県民対象にいろいろな申請ができるのか。

そうであれば、また昨日の一般質問に戻るんですけども、町、涌谷町ではセキュリティーが悪いので当然加盟はしていないのかなと思うんですけども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） ソフトを、そのシステムを共同で運用していくということで、まずこの加入団体で負担金を出しながら、そのシステムを使っていくということになります。

メニューがたくさんありますので、そこで使いたいシステムをそれぞれが負担金を払いながら運用していくというところがございます。

対住民からそういう形の申請を受け付けるというものでございます。

例えば、大崎市の場合でございますけれども、例えば生活衛生とかありますが、内容を見ますと、犬の登録に関するものとか、そういうワクチン接種をしたとか、そういった報告が様式を取得して、なおかつそれで報告をするとか、そういう形で皆さんがそれぞれ窓口においでいただいている内容については、電子を使いまして、インターネット等を使いまして提出することができるという形のものになっているところでございます。

そのほかにもたくさんメニューがあるんですが、それぞれの団体で今活用できるものを選びながら行っているという状況でございます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 簡単に説明していただきたいんですけども、仮に私が仙台市に何か申請をしたいということであれば、こういうシステムを利用して個人的にそういうものが申請できるというものなのか、何か犬の登録の例出しましたけれども、涌谷町では涌谷町に当然申請とかすればいいとは思うんですけども、町外とか、そういうところを対象にしているような説明と受け取ったんですけども、何かその辺誰が使うためにどこの、県内に限定しているのか、何かその辺がちょっと分からないんですけども、もし、町民がたくさん利用できるのであれば、こういうことはきちんと公表して、利用できますよというようなお知らせとかもしなくちゃいけないと思うし、その辺はどうなっているんですか。もう少し具体的に教えていただきたいと思いません。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） まず基本でございますが、先ほど言いましたように、町に提出すべきものをネットで提出できるようにするというのが基本のシステム構築の考え方です。

今回それを進めるためにここに加入をし、今後メニュー立てをしまして整備をし、皆様にお知らせしながら使っていただくように進めていくというための加入負担金という形で加入するというものでございます。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に進みます。

16ページから19ページ、2項徴税費。10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 10番杉浦でございます。この中で時間外手当これからこの部署もなかなか忙しくはなると思うんですけれども、特に税務課に関しましては、大分これから年末、年越してからも今年度かなり忙しくなるんだろうなと思っておりますが、この時間外手当で今年度、来年の3月までこれで済むのかどうか。これから税務相談、そしてまた確定申告の時期を迎える中で、大変な時期を迎えるんじゃないかなと思うんですけれども、この24万9,000円で大丈夫なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） それでは、お答えします。ご心配ありがとうございます。

今回3月までの見込みということで、当然2月から開催します確定申告、そういった部分も含めての、今回人件費の時間外手当をお願いしたというところでございますが、実際、私も今回初めてやるんですけれども、どれだけの量かはちょっとまだ把握はしておりませんが、去年の実績をベースに一応算定して計算させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 税務課におかれては、これから大変だと思いますけれども、いろいろと仕事がありますので、頑張ってくださいということもありますが、一番は多分窓口なので、12月2日から保険証がちょっと誤解がある部分があって、使えなくなるという、紙の保険証が使えなくなるだろうということもちょっとうわさになっていて、その中でちゃんと周知はしていかなきゃいけないなと思うんですけれども、厚労省も使えますよというふうな、これ健康課にちょっと関わっちゃうかもしれませんが、やっぱり保険証に関しましては、短期証も含めて、やっぱりマイナ保険証になった場合短期証がどういうふうな状況になるのかというのはやっぱり気になる場所だったものですから、3割負担でいけるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） まず、税務課長。

○税務課長（木村 治君） お答えします。

一応議員お話をされている短期保険証ということで、6か月短期で今発行しておりますが、それにつきましては、12月末で一旦期限が切れますので、それについては廃止するということになります。

ただ、資格証明書という、10割負担の保険証も交付していると思うんですけれども、それにつきましては、その対象者に対して事前通知を差し上げますので、その事前通知を受けた方につきましては、引き続きマイナ保険証に替わったとしても10割負担で医療費を支払っていただくということになります。

短期保険証は廃止になりますので、通常の3割負担になるかと思われま。

以上です。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） その紙の資格確認書というのは今度必要になってくると思うんですけれども、その短期保険証が廃止になると、先ほど答弁ありましたけれども、廃止と。紙のベースはまだ残るということでもいいのか。つまり、紙の保険証の短期証、マイナ保険証はマイナ保険証として、その関係性というのは、マイナ保険証は

今ある人が短期保険証になった人の保険証というのはどういうふうなものが存続するのか。

そして、紙の保険証の短期証というのは、先ほど廃止という話でしたけれども、12月末に廃止になるということでしたけれども、そのただ廃止というのはなかなか分かりにくいので、そのマイナ保険証との整合性というのを、そこをちょっと話していただかないとちょっと分からないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） 短期保険証の6か月短期の紙の保険証については、もう廃止になるということになりますので、今度発行するのは多分資格確認書という形になるかと。

ただ、マイナ保険証に切り換えた方につきましては、資格確認書のお知らせという形でお渡しするような形になります。

ただ、7月下旬に発行した、年に1回更新している保険証につきましては、来年の7月末かな、までの1年間の有効の保険証になりますので、それは引き続き使えるような形になると思います。

あと、資格確認書につきましては、資格確認書じゃなくて事前通知して、次に特別療養費という形の付け加えた保険証になるかと思えます。

以上です。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に進みます。

18ページから19ページまで、3項戸籍住民基本台帳費。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 戸籍住民基本台帳事務経費ということで出ておりますが、担当課がマイナンバーも扱う部署なものですから、ここで質疑をさせていただきたいと思えますし、また、マイナンバーについては、今テレビ等でも大変騒がれております保険証のひも付きがありますので、膨らませていけば健康課の課長まで質疑させていただきたいと思えますが、議長のお許しをいただければ質疑したいと思えますが、よろしいでしょうか。

○議長（大泉 治君） はい。

○11番（門田善則君） それではまず、今マイナンバーということで、国で推し進めておりますけれども、涌谷町の所有者どのぐらいの人が、この人数が作らなきゃいけないけれども、今現在作られている方はこの人数ですというようなこともまず教えていただきたいなというふうに思えます。

それと、今前者も保険証のことをちょっとお聞きしたと思うんですが、今国のほうではその保険証についてもひもづけをして、マイナンバーカードだけで病院にかかっても構わない。今紙の保険証を持っている方はそれでも構わないというふうな曖昧な、どちらでもいいような話をしております。

しかしながら、国保については、来年の7月までに書き換えが行われますし、それ以降は紙は発行しないというふうな、国のほうで言っているような気がします。

だから、その辺について、我々議会が町民の方から分からない人に聞かれる場合が多いと思うんですが、やっぱりこの機会にそういったところをきちんとやっぱり説明していただいて、我々も把握したいと思えますので、その辺について、健康課の課長におかれましては、そのひもづけになった部分について、持っている人、マイナンバーカードを持っている人、持っていない人、またはその違い、そしてこれからの対応、その方に対

しての対応ということをお聞きしたいと思いますが、お願いします。

○議長（大泉 治君） それでは、加入者等、それから数字的なものに関しましては、町民生活課、それから、制度的なものに関しましては、町民生活課から離れた部分については、健康課から答弁申し上げたいと思います。  
町民生活課長。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） それでは、保有者等についてお知らせします。

県のほうから来ている資料におきましては、人口が令和6年1月1日時点のものになっておりますが、そのうちの75.62%、1万1,000人の方が申請を行っております。

保有者の方につきましては、72.7%で1万600人ほどの方が今現在お持ちのようです。

人口からいきますと、約3,900名の方がまだお持ちでないという状況になっております。

このマイナンバーカードにつきましては、申請は義務ではないのですけれども、マイナンバーは各種制度にいろいろなところで使われるようになりますし、写真つきですので、免許証をお持ちでない方の本人確認書類としても使えますので、涌谷町はコンビニ交付を行っていませんので、高齢の方にはそういうお話をして取得を勧めてはおりました。

ただ、一定数の方が必要ないということと、あと申請の方法、手続が面倒だということで申請されていないような状況になっております。

以上です。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） まず、マイナ保険証を、国保に、すみません。ちょっと数字的には国保に偏りますけれども、マイナ保険証の登録者数のほうにつきましては、まず、国保の加入者数について、10月では3,394人となっております。マイナ保険証の登録者数につきましては1,875人、約55.2%というふうな形です。

あと、違いでございますが、まず国保につきましては、今の紙の保険証につきましては、来年の7月31日まで有効期限というふうな形です。

それで、令和6年の12月2日以降について、要は例えば保険のほうで変更があった方につきましては、皆様ご存じのとおりで、紙の保険証というのは発行されません。ですので、その方にはマイナ保険証とひもづけられる方に関しては、資格情報のお知らせというものをA4判で送るような形になります。

また、マイナ保険証にひもづけられない方に関しては、資格確認書を通知するような形になります。

また、後期高齢につきましては、まず、有効期限は7月31日までというふうなところで、国保と同じとなっております。

マイナ保険証に、同じように12月2日以降その変更があった場合、例えば74歳から75歳に変わった方とか、そういうふうな方に関して、同じようにマイナ保険証とひもづけられる方に関しては、すみません。マイナ保険証とひもつけられる方及びひもつけられない方に関しては、どちらとも要は資格確認書を通知することとなっております。

自動的に、要は先ほど言った後期高齢のほうで例えば74歳から75歳になられる方、そういった方々につきましては、例えば国保であったり社保から自動的に後期高齢のほうに移られる方に関しては、申請等必要なく、こちらのほうで通知のほうを差し上げるような形となっております。

以上となります。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） ありがとうございます。

まず、住民課長にお聞きしますけれども、涌谷町の保有率は1万600人ということで72. という事なんです。強制ではないと言いながらも、国のほうでは推し進めているということでありまして、今後その作られていない方に対してどのような今後考えで進めていくのか。その辺の考えがあればお聞きしたいなというふうに思います。

それで、一番問題、心配されるのが病院に入っているとか施設に入っている人たちが作れないと思うんですね。その辺なんかの対応はどうかとかということも、私も聞かれたものですから、その辺についても教えていただければありがたいなと思います。

また、健康課の課長におかれましては、ありがとうございます。いろいろと勉強にはなるんですが、要は紙にしてもその資格証明書とか資格確認書とかって言って、何か本当に分かりづらい。私らも聞かれたときに、この人はどっちなのかなというふうな形になると思うんですけれども、もっと理解しやすいような方法というのは取れないのかどうか。国はこういうふうにやりなさい。県はこういうふうにやりなさいと言われたら、そのとおりにしかできないのか。ある程度涌谷方式という部分はないのかどうか。考えられないのかどうか。その辺についてもお伺いしたいと思っておりますし、今後確認書にしても何年使えるのか。その資格証明書にしても。その辺もあると思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（大泉 治君） 町民生活課長。

○町民生活課参事兼課長（今野優子君） ご質問のお答えします。

今後の考え方、申請の方法、広報ということだと思いますが、12月2日から保険証が廃止されてマイナ保険証になるということは、ちょっと前からいろいろなところで報道はされておりました。その時点で保険証がどうなるのかというのは、廃止されるということで、一律報道されておりましたが、直近、近くになりまして、資格証明書のほうの発行で保険証、マイナンバーカードを持っていなくても医療機関受診できるということが新聞報道とかもされまして、強制的ではないものですので、あまり強制、ご本人の考え方もありますし、議員おっしゃるように、病院に入院されている方とか施設に入られている方というのは、申請はご本人ができないわけなので、施設の方とか、あと家族の方に補助していただいて申請していただく。あと、施設単位でということがちょっと相談ありまして、そのときは、今年度も行ったんですが、県のほうの事業で、大型店舗のほうで資格の取得、申請のサポートというのがありました。そちらのほうを来年度検討したいと思っております。

一定数また増えない状況があったときには、ちょっと県のほうと相談したいと思っております。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 私の説明が大変ちょっと分かりにくくて申し訳ございません。

簡単に申しますと、後期も国保も資格証明書です。それで、期間につきましては、1年間となります。

ですので、まずは令和7年の7月31日まで。令和7年の7月31日からに関しては、先ほど申しました、その資格証明書及びマイナ保険証になりますので、あくまでも1年更新と。

その異動によって様々難しい取扱いというか、そういった部分もあるんですが、大半の方々はそのような考え

でいいと思います。

あと、大変申し訳ございませんが、涌谷方式というのは、多分今の時点では考えられないのかなと思いますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 住民課長のほうについては、分かりました。ありがとうございます。

それで、健康課長、最後に聞くんですけども、恐らく町民の方が分からなくて、我々にもそうなんですけれども、そういう分からない人のための相談窓口といいますか、そういった部分は健康課のほうで受け付けるのか、お話を聞くのか。その辺、そういう相談窓口みたいなのをつくっているのか、つくるのか。その辺についてはどういう考えでしょうか。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 議員おっしゃられるとおり、今大変その問合せの電話で問合せが殺到しておりまして、窓口に来られる方もおられますし、電話も相当の数が入っております。

ですので、もちろん電話対応であったり、特別な窓口というのは設けられる人数、職員の人数も限られておりますので、そういった部分もあり、その都度対応するような形となります。

あと、またはこちらが参加する、その私のほうが参加する、例えば区長会であったり、あとは各、こちらで持っている団体の会議であったり、その都度ご案内というか、周知のほうはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に進みます。

同じく18ページから19ページまで、6項監査委員費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく18ページから21ページまで、3款民生費1項社会福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 20ページから25ページまで、2項児童福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 24ページから25ページまで、4款衛生費1項保健衛生費。10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 10番杉浦でございます。25ページ、放射能汚染廃棄物対策経費で農林業系廃棄物保管協力金ということで説明は受けておりました。198万7,000円ということでしたけれども、非常に私も協力金という形でいいのかどうか分かりませんが、無償でやっているということ自体が今までちょっとおかしかったのかなと思って、こういう協力金という形で支給というか、出してもらえばほかの六つの保管農家も大変助かるのかなと思っておりますが、もう少し早めにできなかったのかなと私は思うんですけども、あと、できればもう少し早くしていただければと思っております。

あと、汚染稲わら、牧草は今一部焼却している部分ありますけれども、保管農家からはもう既になくなって、自分たちの敷地内から物がなくなっているのかな、どうなのかなと、そこを2点ほどお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

こちらのほうの協力金という部分につきましては、これまでこちらの協力という部分につきましては、主に県のほうが主導した形で土地を借りたりしていたものでございます。その部分で、本来ならば賃借料であったり、そういう部分というのが発生するのかもしれませんが、これまでは協力という形でありました。その中で通常のお金に関して言えば、これまでのスタンスからすると、各農家がどれだけ被害を被ったかを自ら証明をし、賠償請求する方法しかなかったというわけでございます。

その中で近隣の市町村でこういう手法というか、その部分で認められた経緯があることから、今回昨年度来東電との相談をしながら、現実的に今回行おうとするものでございます。

賠償請求ということで、この部分につきましては、あくまでも支払わなければ請求ができないという案件になりますので、その部分、財源としては不確定な部分もありますが、それまでの経過からすると、この部分につきましては、上司と相談した上で、今回実施するという形になったものでございます。

もう1点が現在の庭先にあった状況はどうなのかなということでございますが、まだ混焼するものであったり、すき込みをするものがございますが、今回通常の農家さんの庭先にあったハウスの中にあつたものにつきましては、混焼を待つばかりということで、前処理施設等々に移動しておりますので、前の庭先のほうからは全てなくなったという形になりまして、その部分につきましては、処理というか、その後の処分につきましては、今の農家さんたちと相談して終了しているような状況でございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） 10杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 協力金に関して、ちょっと再度お聞きしたいと思います。

もともとは県の主導でその農家さんの敷地をお願いをしていたという経緯があるんですけども、これは全て涌谷町だけのこの今回出ている協力金、今回198万円ですけども、ほかの自治体のことはよく分からないんですけども、ほか1市、今回混焼している1市2町に関しては、そういった同じような経緯が状況にあるわけで、ほかの自治体との相談とか、県との相談でこういう協力金をという話になったのかどうか。そのいきさつまでちょっとお聞きしたいと。

急にこの協力金という形で出てきましたから、その点では何らかの何か動きが全体で広域的な動きがあつたのかなと、ちょっと思ったので、ちょっと質問をしたところであります。

あともう1点、8,000ベクレル以上の、今混焼していない8,000ベクレル以上の廃棄物は、どのような、今状況にあるのか。先ほどの答弁だと、混焼しているものは前処理施設のほうに行っているという話でしたから、じゃ混焼できないものはどうしているのか。

8,000ベクレル以下にならないと県外も持ち出しもできないという状況ですから、そのものはどこにというか、どういうふうな処理というか、状況にあるのか、再度質問しておきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

いきさつにつきましては、こちらのほうにつきましては、この手法というか、その部分につきましては、情報を得た上で、その上で今回東電賠償の相談をさせていただいたことになります。

この部分につきましては、各市町村においても非常に興味のある件ということで、県のほうに取りまとめをお願いしたところでございますが、あくまでもこちらのほうにつきましては、賠償請求という案件でありますので、それはおのおのの市町村での対応という形になります。

ただ、当然担当者会議等々がございますので、その部分につきましては、宮城県のほうでも情報提供や、その部分の支援をしていただけるということもありますので、その中であくまでもこちらのいきさつにつきましては、あくまでも各単独の市町村での動きを必要とするという形で動いているものでございます。

そのため、その時期等々につきましては、今回は涌谷町につきましては、この今年度庭先からなくなった今年度に補正を対応するという形になりまして、なおさら先ほど言いましたように、年度を越えれば越えるほどその賠償請求の認定が難しいという部分も東電のほうからも聞いておりましたので、その部分での対応ということでございます。

もう1点、8,000ベクレル以上の部分につきましては、先ほど債務負担行為でもちょっと質問の中でお話しましたが、8,000ベクレル以上の部分につきましては、8,000ベクレルを下回ったものにつきまして県外処理を行うという形を進めてまいりました。その中で、その部分につきましては、県と確認をしながら、その部分、8,000ベクレル以下になったものを確認したものですから、全ての8,000ベクレル以上のものにつきまして、県外処理を進めているというような状況でございます。

その結果、先ほども言いましたが、今年度いっぱいまでこれまで8,000ベクレル以上であったといったものにつきましては、今年度で涌谷町のほうからは処理が、涌谷町としては処理が終了する見込みであるというような状況でございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） 10杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） すみません。勘違いしていましたね。

債務負担行為の中の答弁で、いわゆる8,000ベクレル以上のものがなくなったということだったんですね。ちょっと私は別な人の答弁だったので、ちょっと聞き漏れしたんですけれども、申し訳ないです。

そういうことで、8,000ベクレル以上のものは既になく、8,000ベクレル以下のものが全て農家さんからなくなったということでいいんだと思うので、その点は了解しました。

あと、協力金に関しましても、そういった町独自の判断をされたということで、ただ、東電との賠償がどうなるかは今後の経過、いきさつになりますけれども、あとは、この協力金議決すればすぐにでも届けられればいかなと思いますので、その点は執行部の判断ですので、よろしく申し上げますと書いていいのかわかりませんが、速やかな協力金の支給に回していただければと思います。

以上です。

○議長（大泉 治君） ほかに。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） ただいまの質問の関連で、もう少し聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

今朝8,000ベクレル超の稲わら保管されていたハウス見てきました。中身はありませんでした。ただハウスが残っています。そのハウスは撤去まで恐らく責任持たないといけないのじゃないか。

そもそもその保管農家というのは、そこに保管したのはただの善意だった。その善意にあぐらをかいてさっきの産業振興課長の答弁、産業振興課長が悪いわけじゃないんだけど、東電はその経費をだんだん払わなくなるよという方向だという受け止め方をしたんだけど、そういうことはあるはずないと。本当に無責任だと。県も私最初、この農家の善意を引き出すために我々も動いたり、いろいろしました。本当に善意なんだ。そこに補償金支払わないなんていうのは、私にとってはあり得ない。不誠実極まりないと思います。

産業振興課が悪いとは全然思っていないです。ただ窓口だからしょうがないから、責任上聞いていただきたいんですけど、そのハウス撤去も含めてこの198万7,000円が入っているのかどうか。それをちょっと伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

こちら198万7,000円につきましては、撤去等々につきましては、まるっきり入っておりませんので、これまで保管していただいたことに対し賃借料に相当するお金としてお支払いするものでございます。

もう1点がハウスの撤去の関係でございます。ハウスの撤去につきましては、当然国の加速化事業で撤去のほうも、県のほうでも撤去をする意向もございました。その中で当然空になった場合につきましては、その状況、その部分を確認した上で安全も確認しております。

その後に農家さんとのお話し合いの中で今後撤去するのは撤去しますよと。必要であれば、その部分譲渡という方法もございまして、今回多くの農家さんに関しましては、そのハウスを無償譲渡というか、そのまま使わせていただきたいという申出もありまして、農家さんのほうに譲渡するというような状況になりますので、責任の所在という部分は分かりますが、今回の部分につきましては、農家さんとの相談の上、今まで保管していたハウスにつきましては、農家さんのほうに譲渡するという形で、今回は処理しております。

終わります。

○議長（大泉 治君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 農家との話し合いでそのハウスが所有がお互い納得いく形になれば、それはそれで結構だと思います。

ただ、先ほども言ったように、東電が支払わないというのは、なかなか補償金支払わなくなるというのは、どうしても納得いかない。

プルトニウムができれば10万年管理しなきゃいけない。それを考えたら、原子力災害ってそういうことなので、10年たとうが、30年たとうが、東電は原因者負担で必ず負担しなきゃいけないので、窓口の産業振興課もかわいそうなんだけれども、これは町としてそういうふざけたことを言って駄目なんじゃないですかって言うていと思うんですけど、これはいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） ありがとうございます。

こちらのほうに関しましては、これまで前の議員にも言いましたが、この部分につきましてもっともっと県の

ほうから協力をいただきたいという形で、農家さんは協力すると言ったところから始まっております。その中で、実際のところは、長い間協力を無理やりお願いしている部分もあったのかもしれませんが。

その際には、今までの対応からすると、あくまでも農家さんからすると、その保管に関しては、あくまでも被害額を自分たちで設定をしなければならないというような状況であったということでございます。

その部分につきましては、対応としては賠償請求という方法しかないものですから、その部分につきましては、ちょっとおかしいのではないですかというご意見もあった中でも結局は賠償請求案件でしか解決ができないだろうというところでございます。

その部分、農家の賠償請求を手伝うという方法もございますが、それであれば農家の負担はかなりの大きいものになると感じておまして、その部分が涌谷町としては協力金という形で賠償請求自体も涌谷町で行い、協力を農家さんにお支払いすることで、農家さんのこれまでの厚意に報いるべきだろうという形で考えておまして、こういう方法を選んだという形でございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 大体分かりましたけれども、本当に農家の厚意だった。その厚意を、もう8,000超の稲わらなくなったので、もう厚意もこれまでなんだけれども、その補償については、とにかく最大限できることを町で応援して、報いるべきだ。それ以上のことは、私には何もできないので、最大限応援するというか、支援するというかということで、済ませていただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） ありがとうございます。

当然そういうお気持ち、これからお認めいただきましたら、速やかな執行と、これまでのご厚意に関して感謝申し上げながら事務を執行していきたいと考えております。

終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に進みます。

同じく24ページから27ページまで、2項清掃費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 26ページから27ページまで、4項医療福祉センター費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく26ページか31ページまで、6款農林水産業費1項農業費1項農業費。5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 5番佐々木です。すみません。28、29ページで農業振興対策事業費で、先ほど課長のほうから説明があったんですけども、地域ブランド米創出支援事業補助金、これ乾燥代として1俵といいましたか、1,000円と言いましたけれども、何か農家さんのほうではかなり水分があるうちに今年は刈らないといけなかったということで、やっぱり乾燥代というのがすごくかかったという話も先ほど課長が言ったように、

聞いております。

やはり毎年、昨年度もそうなんですけれども、この金のいぶきの作付がこの地球温暖化でかなり難しくなってきたのかなと思います。

そういう中で、さらなるこの金のいぶきに対して技術指導と、また、前も普及所等から指導受けたりして、この金のいぶきの作付をどんどん増やして、当町では増やしていったんですけれども、その辺のお考えというのはどうなんでしょうか。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

こちらのほうにつきましては、当然昨年の経験を基に刈取時期につきましては、非常に全職員というか、職員が一生懸命になって確認をしながら、できるだけ品質保持に努めたところでございます。

これまで金のいぶきの生産の上で特性というか、その部分もあるんですが、どうしても胚芽が大きいということで、やはり立ったまま萌えてみたりという形で、非常に難しい部分がありました。その部分につきましては、当然乾燥調整がすごく水分の高いときに刈り取りまして、通常1日で終わるところが2日かかっているのが大半でございました。

そのため、翌年度以降につきましては、その部分につきまして農家の負担というか、農家の経費的な部分の削減を考えたときに一番いいのは、カントリーエレベーターの利用という形で今現在考えております。

その部分につきましては、農協さんのほうに今要望しておりまして、そうすることにより、これまでの刈取りの効率であったり、乾燥調整の効率がうまくいくのではないかという形で、その部分は、今現在調査しておりまして、翌年度以降の部分、その部分につきましては、農家に直接という形ではなく、こういう形での、後からでの支援というわけではなく、自らそのリスクの部分につきましては、解決できるような形で作付をしていただけるような形で、いな現在検討している最中でございます。

そちらにつきましては、相手のあることでございますので、あとは今年度の米価の価格の中で、先ほど説明の中でもありましたが、金のいぶきの優位性が非常に苦しいところもございますが、その供給元がかなり確保できている、シェアも取りたいという形もありますので、その部分、できる限りブランドとしてはきちっと足場を固めていきたいという形で支援をしていきたいという形で考えておるところでございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 今課長からこの金のいぶきの来年度以降、今年ほうち米のほうは価格が上がりましたよね。それで、金のいぶきの単価は先ほど説明があったように、あまり価格の変動がなくて、来年の作付、その供給があるので、作付がどんなふうにも、今お話あったように、カントリーエレベーターとの補填を行うという感じの捉え方でよろしいんでしょうか。

それとも、リスクに見合った分を町のほうで補填するという、そういうお考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三浦靖幸君） お答えいたします。

そちらの部分につきましては、当然相手もありますし、財政当局での交渉も必要と考えております。

ただ、その部分のリスクをどのような形で減らしていくかというのは、そういう助成が必要なのか、違う意味での支援が必要なのか、その部分はできるところのできる範囲で、その部分のできる限りというかですか、そ  
の中で選択をしながら支援をしていきたいと考えておりますので、現在の中でこの部分を支援できるという  
部分につきましては、現在私の口からはまだお約束できる状態ではございませんので、その中で農家さんとの  
その部分のリスクをどのような形で分かち合えるのか、応援ができるのか。

なおさら、儲かるような形、うちのほうとしては、できる限り安価な金額で最大の効果を上げたいと考えてお  
りますので、その部分は検討していきたいという形で考えているというような状況でございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） 5番佐々木みさ子君。

○5番（佐々木みさ子君） 今課長から説明がありましたけれども、やっぱり涌谷町のブランド米としての格付と  
いうのは、すごく大事なことだと思います。

それで、来年度どうなるか、作付は相手のあることなのでということなので、ぜひとも今まで技術を培って作  
付した方たちの意欲というか、また来年も作付しようというような気持ちになっていただくよう、ぜひ産業振  
興課のほうでのお力添えをお願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に進みます。

30ページから31ページまで、7款商工費1項商工費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく30ページから31ページまで、8款土木費1項土木管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 32ページから33ページまで、2項道路橋りょう費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく32ページから33ページまで、3項都市計画費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく32ページから33ページまで、4項住宅費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 34ページから35ページまで、9款消防費1項消防費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく34ページから35ページまで、10款教育費1項教育総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく34ページから35ページまで、2項小学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 36ページから37ページまで、3項中学校費。1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 中学校費のことで一つお伺いしたいと思います。

37ページ、外国青年招致事業経費というところでございますけれども、こちら、私も今年イングリッシュキャンプのほうを拝見しに行っていました。本当に語学の優れた英語の先生たち、日本語がほとんどしゃべれないというようなお話をお聞きました。

ですから、必然的に英語だけの会話というふうな形をもって、南三陸町でありながら、ここは外国なのかと思うぐらい英語が飛び交っていて、非常に素晴らしいと思いました。

やはり、世界の万国の共通語といたしまして、英語の教科というものは非常に重要でありまして、先進地の中で日本はやはり英語という部分に関してはほかの先進地に比べて少し劣っているんじゃないかというふうに思わざるを得ません。

ですので、次年度以降もこの取組をしっかりと、今以上に拡充していただけて行っていただきたいと思うのですが、そういったお考えをこの場でお聞きできればと思います。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） それでは、お答えいたします。

イングリッシュキャンプのほうにもご見学いただきましてありがとうございます。

一応本事業につきましては、もともとアメリカのサリナスのほうに渡米していたものを変えまして、当初2年ほど続けて行ったんですが、その後コロナ等もございまして、中断しておったものでございます。

今年度約5年ぶりに復活いたしまして、私もちょっと2晩ぐらい泊まってきたんですけども、子供たちも伸び伸びと学んでいる姿を見ましたので、来年度以降も一応引き続き行う予定で今のところは考えております。

あとは、場所でしたり、その方式につきましてもいろいろと検討しながら、引き続き事業のほうを継続してまいりたいと考えております。

終わります。

○議長（大泉 治君） 1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） やはり、外国へ行くとなると、その親御さんのご負担も増えるということだと思っております。こういった近場で英語に触れ合う機会を多く設けるとするのは、非常に大切なことだと思います。

その中の取組として、我が町の姉妹都市でございます大石田町でございますけれども、もし可能であればなんですが、大石田町とのそういった友好関係を築いている中の一つに同じようなイングリッシュキャンプを共に共同で行って、涌谷町に訪れていただいたり、宮城県内のどこでもいいと思うんですが、宮城県内のどこかの施設で大石田町の中学生と一緒にイングリッシュキャンプを実施していただいたり、あとは、向こうのほうに出向いて、同じようにイングリッシュキャンプを実現していただいたりと、そういった幅広い取組を今後国際交流ということも兼ねて行っていただきたいと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（大泉 治君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） ありがとうございます。

その件につきまして、私も一度ちょっと考えたところもございまして、まだ具体的に大石田町のほうとも特にその辺はまだ話は進んでおりませんので、今後機会があれば、そういったところ協議いたしまして、可能であれば実施に向けて進めてまいりたいと思っております。

終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に進みます。

同じく36ページから37ページまで、4項幼稚園費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 36ページから41ページまで、5項社会教育費。3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 39ページの日本遺産事業経費なんですけれども、今年度1月、2月まで会計年度職員でやって、3月から地域プロジェクトマネジャーに移行するという事なんですけれども、このことに関して、その詳しいお話を聞きたいと思います。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） お答えいたします。

まず、地域おこし協力隊の方が今月で満期ということで退職される予定となっておりますが、日本遺産の再審査のほうが今年度締めで、あと文化庁のほうに結果を報告するというふうになっておりまして、年度末まで引き続き会計年度任用職員、しかもパートということで考えておりました。

しかしながら、総務省のほうの制度でプロジェクトマネジャーというものがございましたので、引き続き日本遺産のほう、公募という形になりますけれども、公募でかけまして、引き続きお手伝いいただける方がいらっしやればやっていきたいなということで、このような措置を取ったものでございます。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 今まで地域おこし協力隊をされてきて会計年度職員になりまして、その方がずっとその地域プロジェクトマネジャーとなっていくわけではないと。そういうことですね。

今まで日本遺産というか、そういうところは、いろいろ担当の方は関係市町村に行っているいろいろな活動をしてきたと思うんです。

ただ、当町にとっての観光振興とか、交流人口を生んでいるとはなかなか思えないので、今後この事業を続けていくに当たって、交流人口の増加とか、そういうところを模索していただきたいと思いますが、その辺の考えはいかがですか。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） 日本遺産につきましては、当町が事務局ということで、3市3町で組んでやっております。

この日本遺産につきましては、地域おこし協力隊の方については、涌谷のことだけではなくて、3市3町全てのものに対して事業を考えていただいているという形になります。

ですので、ほかの町に行った方が結局涌谷に来てくれるような仕掛け作り、そういったものも考えておりますので、引き続き涌谷町も含め、そして3市3町がこの日本遺産、「みちのくGOLD浪漫」盛り上がっていければなと思っていますので、ご理解のほうお願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 前に同僚議員からも涌谷で金が最初にとれたというの知らない中学生がいます。町民が  
いるというお話もありましたので、もっともこの町における振興も図っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 次に進みます。

40ページから41ページまで、6項保健体育費。

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより討論に入ります。6番、賛成ですか、反対ですか。（「反対です」の声あり）ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） それでは、6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 6番稲葉 定でございます。

る質疑の中からもいろいろ考えさせられる部分いっぱいあったんですけども、この補正予算の中にはすごく  
大事な道路予算とか、福祉関係の予算とか子育て予算とか、大事なことはいっぱいあったんですけども、や  
はり私最初、計画の最初から汚染ボックス、稲わらの焼却については、反対だったんですけども、今年8,000  
超の稲わらもいわゆる県外焼却という、私にとってみれば暴挙を行ったわけです。

それもこれもやはり東部クリーンセンターで涌谷町の放射性廃棄物をふくんだものを焼却しているというのが  
下地にあるので、そこまで伸びたのかなと思うので、やはり今後もそういったことも防ぐために、申し訳ない  
んですけども、やはり反対せざるを得ない。こういう結論になりました。

以上です。

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号 令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大泉 治君） 起立多数であります。よって、議案第67号 令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第6  
号）は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は2時20分といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時21分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。



◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第7、議案第68号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案の理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） 議案第68号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億6,390万2,000円を増額し、総額を21億7,027万3,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、国民健康保険税の年度末までの収入見込みによる減額でございます。歳出につきましては、保険給付費等の年度末までの見込みにより増額いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） それでは、担当課長は順次総務課長から説明お願いいたします。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（高橋 貢君） では、議案第68号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げたいと思います。

私のほうからは、人件費について説明させていただきますので、予算書12ページ、13ページをお開きください。

12ページ、1一般職につきましては、正規職員と会計年度任用職員を合わせたものとなっておりますので、次のページ、13ページ、ア会計年度任用職員以外の職員、正職員となりますが、こちらについて説明させていただきます。

まず、上段の比較の欄、職員手当で16万1,000円を増額でございます。内訳といたしましては、その中段でございます職員手当の内訳、時間外勤務手当16万1,000円を増額となるものでございます。これからの事業の見込みにより今回計上するものでございます。

次のページにつきましては、イ会計年度任用職員に係ります欄となりますが、こちらについては変更ございません。

では、続いて歳入となりますので、6ページのほうをお開きください。

○税務課長（木村 治君） それでは、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入になります。1款国民健康保険税1節②普通徴収分700万円の減額及び3節②普通徴収分250万円の減額、その下5節①現年課税分130万円の減額につきましては、賦課状況による年度末までの見込みになりますが、主な要因につきましては、被保険者数の減少などに伴い減額になります。

終わります。

○健康課長（徳山 裕行君） 県支出金2項1目1節①普通交付金1億6,341万4,000円を増額につきましては、保険給付費のうち主に一般療養給付費の年度末までの見込みにより増額するものです。

なお、普通交付金につきましては、歳出の保険給付費に要した費用を県から全額交付されます。

6款繰入金2項1目1節①財政調整基金繰入金1,128万8,000円の増額につきましては、今回の補正に伴い財減調整するものです。

12月補正後の基金残高につきましては、6億5,756万1,000円となります。

次の8ページ、9ページをお開きください。

歳出になります。

2款保険給付費1項1目細目1一般被保険者療養給付費18節④療養給付費負担金1億3,302万6,000円の増額、3目細目1一般被保険者療養費18節④療養費負担金201万7,000円の増額、5目細目1審査支払手数料11節②診療報酬明細書審査手数料10万7,000円の増額及び4項1目細目1一般被保険者高額療養費18節④高額療養費2,826万4,000円の増額につきましては、年度末までの見込みにより増額するものです。

なお、歳入でも説明しましたが、保険給付費に要した費用につきましては、県から普通交付金として全額交付されるものでございます。

6款保険事業費3項1目細目2施設管理費、次の10ページ、11ページをお開きください。

10節⑤光熱水費10万7,000円の増額につきましては、水道使用料の増額によるものです。

12節①施設維持管理業務委託料14万8,000円の減額につきましては、契約差金となります。

8款諸支出金1項3目細目1償還金22節①償還金36万8,000円の増額につきましては、令和5年度の特定健康診査及び特定保健指導負担金で、実績に基づき返還するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第8、議案第69号 令和6年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第69号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,990万円を増額し、総額を2億3,580万3,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の年度末までの収入見込みによる増額でございます。歳出につきましては、保険料の増額に伴う後期高齢者広域連合給付金の増額及び保険料還付金の今後の見込みによる増額でございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号 令和6年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 令和6年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第9、議案第70号 令和6年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第70号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ116万円を増額し、総額を19億4,474万7,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、職員人件費の増減及び保険料還付金の今後の見込みによる増額でございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

り)

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）〔「議案第70号 令和6年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）」に訂正〕を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）〔「議案第70号 令和6年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）」に訂正〕は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第10、議案第71号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第71号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的収入におきましては、入院収益及び外来収益について、実績及び今後の見込みによりそれぞれ増減いたすとともに、年度内の資金不足を補うため一般会計から繰入れをいたそうとするものでございます。

収益的支出におきましては、医事事務室の空調設備の修繕を行うとともに、東北医科薬科大学から派遣していただいている医師の給与負担金等を予算措置いたすものでございます。

資本的収入におきましては、額の確定に伴い企業債収入及び他会計負担金を補正いたすものでございます。

資本的支出におきましても、額の確定に伴い建設改良費及び償還金を補正いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） それでは、議案第71号令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するものでございます。

(1)年間患者数、(2)1日平均患者数につきまして、これまでの実績を勘案し、外来年間患者数を4万3,740人、外来の1日平均患者数を180人とするものでございます。

3条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入につきまして、1款1項医業収益から4,522万7,000円を減額し、2項医業外収益を3,189万9,000円増額し、収益的支出につきましては、2款1項医業費用1,129万6,000円増額し、2項医業外費用を11万7,000円減額、3項特別損失に60万1,000円を追加するものでございます。

2ページをお開きください。

第4条におきましては、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,654万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額82万7,000円、当年度分損益勘定留保資金2,380万4,000円、過年度分損益勘定留保資金2,191万3,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入につきましては、3款3項企業債から6,500万円[「650万円」に訂正]を減額し、9項他会計負担金を72万1,000円増額するものでございます。

資本的支出につきましては、4款1項建設改良費から609万4,000円減額し、4項償還金を57万5,000円増額するものでございます。

第5条におきましては、予算第6条に定めた企業債について、医療機器整備事業の限度額から530万円減額し、6,200万円とし、建物附帯設備整備事業の限度額から120万円減額し、5,160万円にするものでございます。

第6条におきましては、予算第10条について、他会計補助金ですが、6,042万1,000円から9,130万2,000円に改めるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

今回の補正の概要ですが、収益的収入の1款1項1目入院収益につきましては、令和5年度からダウンサイジングと病床再編を行っておりますが、上半期の実績としまして、患者数が2.8%程度増加しております、地域包括ケア病床の積極的活用も含め、増収を見込み2,290万5,000円総額するものでございます。

2目外来収益につきましては、上半期の実績として、外来患者数が減少しております、減収を見込み、6,813万2,000円減額するものでございます。

外来患者数の減少の要因としましては、診療報酬改定に伴い、診療時間が若干長くなるなどの影響、それから、常勤医師数の減などでございます。

2款2項1節他会計補助金3,088万1,000円につきましては、基準額の確定見込みと今後見込まれる資金不足に対する繰入れをお願いするものでございます。

3目1節他会計負担金101万8,000円については、不採算地区病院の運営に要する経費に対する交付税算定額の確定見込みなどでございます。

支出、2款1項3目7節光熱水費238万円の減額は、空調設備の更新に伴い電気料節減が図られたことなどによる減額でございます。

11節修繕費177万円の増額は、医事事務室の空調機故障に伴う修繕でございます。

16節通信運搬費は、郵便料金の改定などに伴い61万円増額するものでございます。

17節委託料1,129万6,000円の増額につきましては、東北医科薬科大学などからの派遣医師の給料等の負担分でございます。

2項1目1節企業債利息は、医療機器整備分の確定に伴うものでございます。

3項1目4節過年度損益修正損60万1,000円につきましては、令和6年3月分の収益調定におきまして二重調定がありましたので、過年度分として修正処理をするものでございます。申し訳ございませんでした。

8ページ、9ページをお開き願います。

資本的収入及び支出については、支出のほうから説明いたしますが、下の表、4款1項3目1節資本購入費につきましては、画像情報管理システムなど、医療機器の購入額確定に伴い496万2,000円を減額し、5目1節その他建設改良費は、マルチエアコンなど、建物附帯設備工事の額確定に伴い113万2,000円減額するものでございます。

4項1目1節建設改良のための企業債償還金と2節その他企業債償還金については、災害復旧事業債など、組替え整備をするものでございます。

1節と2節の差額分57万5,000円は、高架水槽更新工事分でございます。

収入のほうにまいりまして、3款3項1目1節企業債収入650万円の減額については、支出で説明いたしました1項建設改良費の額の確定に伴うものでございます。

9項1目1節他会計負担金72万1,000円については、支出4項償還金分の繰入れでございます。

12月会議資料3ページに補正予算の概要を載せておりますので、後ほど確認いただければと思います。

終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

ここで、私のほうから前議案の涌谷町介護保険事業勘定特別会計会補正予算の採決の際の読み違いがございましたので、訂正しておわび申し上げたいと思います。

本来であれば、「議案第70号 令和6年度」でございましたものを「82号 5年度」と、それから、補正予算の後の「（第3号）」でありましたものを「（4号）」というふうに読み違えをいたして、大変申し訳なく思っております。

以上、訂正させていただいて、可決の際の読み違いも同じ数字で間違っておりましたので、おわび申し上げた

と思います。よろしくお願ひします。[107ページを訂正]



◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第11、議案第72号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） 議案第72号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的収入におきましては、通所収益について、実績及び今後の見込みにより減額いたすとともに、年度内の資金不足を補うために一般会計から繰入れをいたすものでございます。

収益的支出におきましては、経費について今後の見込みや額の確定に伴い、所要の補正をいたすものでございます。

資本的支出におきましては、額の確定に伴い、建設改良費及び償還金を補正いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） それでは、議案第72号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するものでございます。

（1）年間利用者数、（2）1日平均利用者数につきまして、これまでの実績を勘案し、通所の年間利用者数を8,388人、通所の1日平均利用者数を26.8人とするものでございます。

第3条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入につきまして、1款1項事業収益から1,501万4,000円を減額し、2項事業外収益を2,000万円増額し、収益的支出につきましては、2款1項事業費用を24万7,000円増額するものでございます。

第4条におきましては、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1,564万7,000円は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）に改め、資本的支出につきましては、4款1項建設改良費から19万2,000円を減額するものでございます。

2ページをお願いします。

第5条におきましては、予算第5条に定めた債務負担行為の追加としまして、介護支援システム賃借料の期間を令和7年度から令和11年度まで、限度額を854万4,000円とし、介護支援システムプロキシSV・FW利用料を期間を令和7年度から令和11年度まで、限度額を61万5,000円と定めるものでございます。

第6条におきましては、一般会計からの補助金を1億円とするものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

今回の補正の概要ですが、収益的収入の1款1項2目1節通所収益において、上半期の実績として通所利用者

数が大体8%程度減少しておりまして、減収を見込み1,501万4,000円減額するものでございます。

通所利用者数減少の要因につきましては、現在老健施設の経営改善などについて分析、検討を行っているところでございますが、選ばれる施設となるよう、運営改善、経営改善に努めてまいりたいと考えております。

2項2目1節他会計補助金2,000万円については、人件費の高騰なども含めまして、今後見込まれる資金不足に対応する繰入れをお願いするものでございます。

支出、2款1項3目7節光熱水費64万2,000円については、一般会計でも説明いたしましたが、井戸設備の改修のため、雨水を断水いたします。その分の上水で賄うため増額するものでございます。

15節賃借料48満4,000円の減額は、システム変更などに伴う減額でございます。

17節委託料35万円の減額は、こちらも一般会計でも説明いたしました電話交換業務の老健施設案分でございます。

4目2節構築物減価償却費は、高架水槽分の除却費25万3,000円、3節器械備品減価償却費は冷蔵庫分など、18万6,000円を追加するものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

資本的支出4款1項3目1節資産購入費19万2,000円の減額は、購入額の確定によるもの、4項1目1節及び2節は、企業債償還金で、災害復旧事業債分を整理するものでございます。

12月会議資料4ページに補正予算の概要を載せておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） さきの議会でも老健施設には5,000万円ほど繰入れをしております。

そういった中で、今回も2,000万円ということになりますが、先ほど課長は、今後の老健の在り方について検討していくというふうなお話をしていました。まさにその時期なんだろうなというふうに私も今、要は今の社会的ニーズというものが要は施設の中でも通所とまた施設に入っていただくというやり方の中で、どうしても通所に関しては、自分の好きな場所というか、その通う方が楽しいところとか、いっそリハビリしかないからとか、いろいろ選ぶわけですね。そういった意味で、今恐らく老健の通所の部分に関しては、人気がないのかなと、落ちてきているのかなというふうに考えられます。

だから、そういった意味では今後の経営として見た場合には、やっぱりある程度そのニーズを踏まえた考え方の経営が必要であろうというふうに思います。

だから、その辺について、やっぱり施行者と、またいろいろなその協議会なり、今後の在り方について検討する検討委員会なりあるのであれば、その辺も含めて将来像を考えた老健経営を考えなければならないと思うんですが、その辺についてのお話はいかがなんでしょう。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 先ほど説明でも申し上げましたが、老健施設のありよう、その経営というふうにしていったらいいのかというのを今コンサルなどを入れながら検討しているところでございます。

まだ分析途中というか、協議途中ですので、詳細は申し上げられませんが、その中で見えてきたものの中で、議員おっしゃるとおり、地域の中、状況の中で選ばれる老健というのはどのようなものなのかというようなこ

とも含め議論しているところです。

その中で、涌谷町のというか、この地域の介護をどういうふうに支えていこうかということが関係してくると思います。

その介護のありようについてもちょっと健康課なども含め、プロジェクトを組んで検討しているところですが、その中では、やはりいろいろな面で涌谷町老健の中からどういったものを提供したらいいのかというようなことを検討しているところです。

状況分析の中では、やはり涌谷のサービスからほかの事業所のほうに利用者が流れているような状況が見えたりですとか、なかなか難しいところがあるのは感じているところです。

その中で、涌谷町の老健施設の売りとしましては、入って利用してくれた方は介護度が改善するというか、体が若干介護度が上がった形で地域の中に戻る、在宅に戻られるというふうな状況も見えてきているようなところがあります。

それは涌谷の老健施設としては、売りになるというか、自信を持っていいところなのかなというふうには思っているところです。

いずれにいたしましても、そうは言うものの、通所の事業、通所サービスについては、利用者が減しているというのが上半期の状況から見えてきているところですので、そういったところ、その原因も含めて分析を把握しながら、どういうふうの魅力あるというか、選んでいただける施設になるのか、そういったことを引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、いろいろとご支援いただければと考えております。

終わります。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 恐らく今課長のお話を聞いても、いろいろなジレンマもありながら検討しているんだろうなというふうに思います。

しかしながら、我々この2,000万円の投入、繰入れにしても、町民の血税、大事な税を入れているわけであります。そういった意味では、有効利用もあるし、サービスという面も、それはあると思います。

しかしながら、いつまでも投資できるものでもないと思います。

ですから、ある程度の期限を切って、その時期までに回復しないのであれば、やっぱり方向転換なり、通所の部分を縮小するなりというふうな、いろいろな考えをしなければならないと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 今回の2,000万円の繰入れの増につきましては、人件費の高騰が見込まれるに伴うというふうに説明申し上げましたが、今後行われるであろう人事院勧告に伴う人件費の増がちょうどというか、1,900万円程度上がってくるというふうな見込みを立てております。それに伴って若干不足分ももちろん出てくるんですが、2,000万円程度ということで今回お願いするような補正予算の組み方になっております。

おっしゃるとおり、今後どういった投資をしていく、いつまで続くんだというふうなことは、おっしゃるとおりかと思いますが、介護保険制度といいますか、その構造上、老健施設が必ずしも儲かるような制度体制にな

っておりませんで、赤字というか、収支のバランスが一般会計からの繰入れというか、そういったところも見込んだ上で、行政として支えていただくような施設制度というふうに設計されておりまして、国のほうも在宅介護を推進するような方針も見えておりますので、その辺なかなか難しい経営が続くものと思いますが、いずれにしましても、できる限り収支バランスを取れるような形で経営していきたいというふうに日々研さんしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 課長の説明聞いて、皆さんも恐らく理解できるのかなというふうに思いますが、やっぱりこれいつまでも、人件費の高騰というのは恐らく今後もずっとそういった、もう国のほうではもう最低賃金を1時間1,500円とかという話まで出ているわけですから、そういった部分では上がっていくんだろうというふうに思います。

しかしながら、やっぱり見合ったような部分の中で涌谷町も非常事態宣言を解除して、これからというときに、まだまだ投資しなければならないというものが少なくなっていくことが一番理想だろうと私は思っています。

そこで、財政課長に聞きますけれども、繰入れといいましても、財政と相談して幾ら入れたらいいか、幾ら欲しいのかということの相談は毎回やっていると思うんですが、財政課長として考えたときに、老健側でこれだけ欲しいと言われればいつまでもそれをはい分かりました、はい分かりましたとやるのかどうか。その辺の今後の考え方がいかがですか。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、お答えいたします。

いつまでもいつまでも、いつまでと言われてもちょっと期限はここではしゃべれないんですが、今老健のほうでは計画のほう立てております。やはり、それを見ながら、今後の改善策一緒になって考えていきたいと思っています。

それに合わせて、繰入れも考えていかなければならないものと考えております。

○議長（大泉 治君） ほかに。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） ちょっと細かいことですが、説明で聞いたんですが、1ページですけれども、その通所人数が26.8人と聞いたような気がしましたけれども、何かこの中には28.3人となっているんですけれども、どちらが正しいのでしょうか。

資料のほうも26.8人となっているんですが、予算額に変更なければよろしいです。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 大変申し訳ございません。

今朝方差し替えの資料をお渡ししておりました。すみません。差し替えがちょっと間に合わない部分があったかと思えます。

いつもぎりぎりの差し替えになってしまって申し訳ございません。よろしく願いいたします。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第72号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第12、議案第73号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第73号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的収入におきましては、訪問看護サービス事業収益について、実績及び今後の見込みにより減額いたすものでございます。

収益的支出におきましては、経費について今後の見込みや額の確定に伴い、所要の補正をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） それでは、議案第73号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するものでございます。

（1）年間利用者数、（2）1日平均利用者数につきまして、これまでの実績を勘案し、年間利用者数を6,724人、平日の1日平均利用者数を27.5人、土曜日の1日平均利用者数を1人とするものでございます。

3条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入につきまして、1款1項訪問看護サービス事業収益から1,098万5,000円を減額し、収益的支出につきましては、2款1項訪問看護サービス事業費用に2万円増額するものでございます。

第4条におきましては、債務負担行為の追加といたしまして、介護支援システム賃借料の期間を令和7年度から令和11年度まで、限度額を530万5,000円とし、介護支援システムプロキシSV・FW利用料の期間を令和7年度から令和11年度まで、限度額を41万円と定めるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

今回の補正の概要ですが、収益的収入の1款1項1目1節訪問看護サービス療養収益におきまして、介護保険分を200万8,000円、医療保険分を847万4,000円、合わせて1,048万2,000円減額するものでございます。

2目1節訪問看護サービス利用収益については、介護保険分を37万6,000円増額、医療保険分を33万9,000円減額、合わせて3万7,000円増額となるものでございます。

2節その他事業収益、事業所連携業務収入につきましては、施設で行う看護連携業務について、今後の見込みにより減額するものでございます。

支出、2款1項3目7節光熱水費3万6,000円の増額については、井戸設備改修のための上水増額ということでございます。

14節保険料は、訪問用車両の保険料確定により1万8,000円を減額、15節賃借料はシステム入替えに伴い18万9,000円の増、17節委託料18万7,000円は、システム保守管理委託の変更に伴う減額でございます。

訪問看護ステーションにつきましては、上半期の状況としまして、合計延べ訪問人数で対前年度比283人、7.5%の減少となりました。厳しい運営状況でございますが、今後も選んでいただけるサービス事業所となるよう、利用者数、利用者獲得に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄） すみません。利用者が少なくなったという理由は事実そうなのでしょうけれども、当初に6,600万円の予算に対して1,000万円超える減額というのは、ちょっと当初の見込みが甘かったのかどうか……実績で出したもので、その間死亡した方とかいらっしやればまた別でしょうけれども、そういうことのようにすけれども、ちょっと大きいのではないかと思います。

それで、訪問看護は自分たちで訪問できるわけじゃなくて、やはり医療機関からの紹介があってできる機関です。

それから、国では当然在宅も進めていますけれども、なかなか伸びないということも現実だと思うんですけども、ただ、涌谷町の場合は、病院もあって、急性期はなくなりましたけれども、慢性期の患者さんいらっしゃる、それから療養の患者さんもいる。それから、在宅を待っている老健もある。その辺のシステムをうまく利用すれば、ある程度その患者さんの確保なりはできるのではないのかなと、私個人的には思うんですけども、その辺の話合いなり、その患者さんの状態の話合いの場とか、そういうのが少ないのか、していないのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 今回の1,000万円の減額の関連につきましては、先ほど老健施設のほうでも申し上げましたが、今後見込まれる人件費の関係で、人勸に関わる影響額としては500万円程度が見込まれるというふうな状況もございます。

それから、おっしゃっていただいたように、ほかの方法も看護事業者とか、ほかの診療施設などからの紹介がちょっと伸び悩んでいるというのも現実として受け止めなければならないような状況にあるものと認識しております。

そちらについて、なお一層医療機関とか、涌谷の国保病院も含めてですけれども、ほかのところを、言葉があれかもしれないですけれども、営業に回るなど、いろいろ取組をしながら、利用者の獲得に努めてまいりたいというふうに考えております。

終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第73号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

総務管理課長より、発言の訂正の申出がございましたので、これを許可いたしたいと思っております。総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 申し訳ございません。

議案第71号国保病院事業会計補正予算（第3号）の中で、2ページをお開きください。

収入の3款3項企業債の部分なんです、補正予算額650万円の減額とありますが、私の発言の中で「6,500万円」というふうに発言してしまいました。「650万円」が正しい数字、資料もそのとおりですので、訂正させていただきます。申し訳ございません。[108ページを訂正]

終わります。

○議長（大泉 治君） それでは、日程に戻ります。



◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大泉 治君） 日程第13、同意第5号 副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） 同意第5号の提案の理由を申し上げます。

令和7年1月1日から副町長として大崎俊一氏を選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定に基づきまして議会の同意を求めます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第5号 副町長の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第5号 副町長の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時18分

〔9番伊藤雅一君退席 出席議員数12名〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

ここで、議会の同意を得られました大崎俊一君からご挨拶いただきます。大崎俊一さん登壇願います。

〔大崎俊一君 登壇〕

○（大崎俊一君） 本日はご同意いただき、議員の皆様におかれましては、深く感謝申し上げます。

改めまして、1月1日付で副町長を拝命いたします大崎俊一でございます。

思い起こせば、平成27年12月会議より参与席に座らせていただき、以来議員の皆様にはご指導、ご鞭撻、時には叱咤激励をいただきながら育てていただいたと感謝しております。

これまで財政再建に追われながらも、町行政の推進を図ってまいりました。しかし、財政再建は終了したとはいえ、いまだ町の財政は厳しい状況にあることは変わりありません。

そういった状況の中、副町長の就任につきましては、その重責に身の引き締まる思いでございます。

ただいま涌谷町の今後の10年に向け、第六次総合計画は策定中ですが、人口減少への対策、そして住んでいる皆様、働いている皆様の満足度を高めていくことが喫緊の課題と考えております。

はっきり申し上げまして、これまで自分一人の力で仕事を成し遂げてきたわけではございません。周りの皆様に助けられながら歩んでまいりました。今後の立場が変わりましても、私一人だけではなく、みんなの力でしっかりと遠藤町長を支えながら、町の発展に寄与していきたいと思っております。

議員の皆様におかれましては、これまで以上にご指導、ご鞭撻いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。甚だ措辞でございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時21分

〔9番伊藤雅一君着席 出席議員数13名〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

---

◇

◎議発第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第14、議発第2号 涌谷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（大平佳矢君） 議員提出議案の1ページをお開きください。

朗読いたします。

議発第2号

令和6年12月5日

涌谷町議会議長殿

提出者	涌谷町議会議員	門 田 善 則
賛成者	同	佐々木 みさ子
賛成者	同	只 野 順
賛成者	同	佐々木 敏 雄
賛成者	同	黒 澤 朗
賛成者	同	竹 中 弘 光

涌谷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会議規則第13条第2項の規定により提出する。

（提出の理由）

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法（令和6年法律第46条）の施行により、法律の項ずれが生じたことに伴う該当部分の一部改正、併せて文言整理による一部改正をするものである。

以上です。

○議長（大泉 治君） 提出者の趣旨説明を求めます。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） ただいま上程されました議発第2号 涌谷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を

改正する条例について、提案の趣旨を説明を申し上げます。

改正の趣旨につきましては、ただいま事務局総務班長が朗読したとおり、上位法令の改正に伴う改正と文言の整理による改正となります。

附則としては、改正後の本条例は項ずれに伴う部分については政令で定める日から、文言の整理に伴う改正については交付の日から施行するものです。

なお、新旧対照表のアンダーラインの部分が今回の改正箇所となります。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 以上で提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号 涌谷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議発第2号 涌谷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎請願・陳情

○議長（大泉 治君） 日程第15、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。

臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備を求める意見書提出の陳情書は、配付いたしますのでご了承願います。

---

◇

#### ◎休会について

○議長（大泉 治君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会12月会議に付されました事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、明日12月6日から12月27日までの22日間を休会としたいと思います。これにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。

よって、明日12月6日から12月27日までの22日間を休会とすることに決しました。



◎散会の宣告

○議長（大泉 治君） 本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時28分